

# 池田町

## 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

池田町

表紙の作品

作者 窪田泰男 池田町在住「ふれ愛の家」

題名 「春」

## はじめに

本町では、令和2年3月に『やさしさあふれる「福祉のまち池田町」』を基本理念とし、地域と行政が協働して、障がい福祉施策を推進するための基本指針を示す「第5期池田町障がい者福祉計画」（6か年計画）を策定しました。その基本理念に従って、すべての人が自然な形で社会参加ができ、個人の権利と多様性が尊重される「ノーマライゼーション」の実現を目指して施策を進めて参りました。



近年の国においては、障がい福祉分野の様々な法改正を行い、障がいのある方がより自分らしく暮らすことの出来る社会の整備が進められています。令和3年5月「障害者差別解消法」の改正により、障がい者への合理的配慮が各事業者に対して義務化されることが決定し、令和5年3月「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」の改正により、障がい者の法定雇用率の引き上げが約束されました。さらに令和4年12月「障害者総合支援法」の改正によって、新規サービス「就労選択支援」の創設、精神障がい者のニーズに対応した支援体制の整備などが定められ、だれでも安心して日常生活・社会生活を送れるような共生社会を目指しています。

そのような国の指針と3年間進行した「第5期池田町障がい者福祉計画」を踏まえ、池田町の現状把握・現計画の再検証を行い、「障がい者福祉計画」の下位計画にあたる「第7期池田町障がい者福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」（3か年計画）を新たに策定しました。本計画は、現在進行中の「障がい者福祉計画」の基本理念を踏襲しつつ、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むための具体的なサービス提供体制を整備することを目的に、「障がい者支援」「障がい児支援」に関して策定したものです。

現計画の基本理念の実現に向けて障がい福祉施策をこれからも推進して参りますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、現状把握のため各調査にご協力いただいた町民の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました池田町障害者福祉計画策定委員の皆様及び関係各位に心から御礼申し上げます、挨拶いたします。

令和6年3月

池田町長 岡崎和夫



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画策定の趣旨 .....	2
(1) 第7期障がい福祉計画並びに第3期障がい児福祉計画策定の目的 .....	2
(2) 計画の位置づけ .....	2
(3) 計画期間 .....	3
(4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進 .....	4
3. 計画策定における国の基本方針 .....	5
(1) 基本理念 .....	5
(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 .....	5
(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 .....	5
(4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 .....	5
(5) 成果目標に関する事項 .....	6
4. 計画の策定方法 .....	8
(1) アンケート調査の実施 .....	8
(2) 団体ヒアリング調査の実施 .....	8
(3) 策定体制 .....	8
(4) パブリックコメントの実施 .....	9
第2章 障がい者を取り巻く現状 .....	10
1. 池田町の障がい者を取り巻く状況 .....	10
(1) 池田町の人口 .....	10
(2) 各種手帳所持者数の推移 .....	12
(3) 難病患者の状況 .....	16
(4) 障がいのある児童生徒の現状 .....	17
(5) 障害福祉サービスの状況 .....	19
(6) 地域生活支援事業の状況 .....	22

(7) 児童福祉法に基づくサービスの状況 .....	25
2. アンケート結果概要（抜粋） .....	26
(1) 暮らしやすいまち .....	26
(2) 情報提供 .....	28
(3) 防災 .....	30
(4) 差別 .....	32
(5) 権利擁護 .....	34
3. 団体ヒアリング結果概要 .....	36
(1) 団体運営について .....	36
(2) 障がい者へのサービス提供について .....	36
(3) 今後の障がい福祉政策に求めるものについて .....	37
第3章 基本的な考え方 .....	39
1. 基本理念 .....	39
2. 障害福祉サービス体系 .....	40
第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 .....	41
1. 令和8年度までに重点的に取り組む目標 .....	41
(1) 福祉施設から地域生活への移行 .....	41
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	42
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 .....	43
(4) 福祉施設から一般就労への移行等 .....	44
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 .....	45
(6) 相談支援体制の充実・強化等 .....	47
(7) 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築 .....	48
2. 第7期障がい福祉計画の見込量と確保策 .....	49
(1) 訪問系サービス .....	49
(2) 日中活動系サービス .....	51
(3) 居住系サービス .....	54

(4) 相談支援 .....	55
(5) 地域生活支援事業（市町村必須事業） .....	56
(6) 地域生活支援事業（任意事業） .....	58
3. 第3期障がい児福祉計画の見込量と確保策 .....	59
(1) 障害児通所支援（児童福祉法に基づくサービス） .....	59
(2) 障害児相談支援.....	60
第5章 計画の推進のための取り組み .....	61
1. 連携体制の強化.....	61
2. 地域ネットワークの強化.....	61
3. 県及び周辺自治体との連携 .....	62
4. 行政職員の資質向上 .....	62
5. 財源の確保.....	62
6. 計画の評価・点検（PDCAサイクルの確立） .....	62
■「池田町障害者自立支援協議会」の役割 ■ .....	63
資料編.....	64
1. 池田町障害福祉計画策定委員会設置要綱 .....	64
2. 池田町障害者福祉計画策定委員名簿.....	66

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

---

池田町では、令和3年3月に本町の障がい福祉政策の基本的な計画として「第5期池田町障がい者福祉計画」を策定するとともに、同年に障害福祉サービスの提供体制の確保に関する計画である「第6期池田町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある方の各種福祉施策を総合的かつ積極的に進めて参りました。

この間に、国においては、令和5年度に「第5次障害者基本計画」が策定され、令和9年度までの5年間に取り組むべき障がい福祉施策の基本的な方針が示されたほか、障害者総合支援法が改正・施行され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障がいのある児童のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図ることとなりました。

こうした状況を踏まえ、障がい福祉をめぐる国や県の動向や各種制度、社会情勢の変化に的確に対応するとともに、本町の実情を踏まえながら障がい福祉施策の一層の推進を図るため、令和5年度に終了する「第6期池田町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の成果目標及び進捗状況の評価・検証を踏まえ、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第7期池田町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。



## 2. 計画策定の趣旨

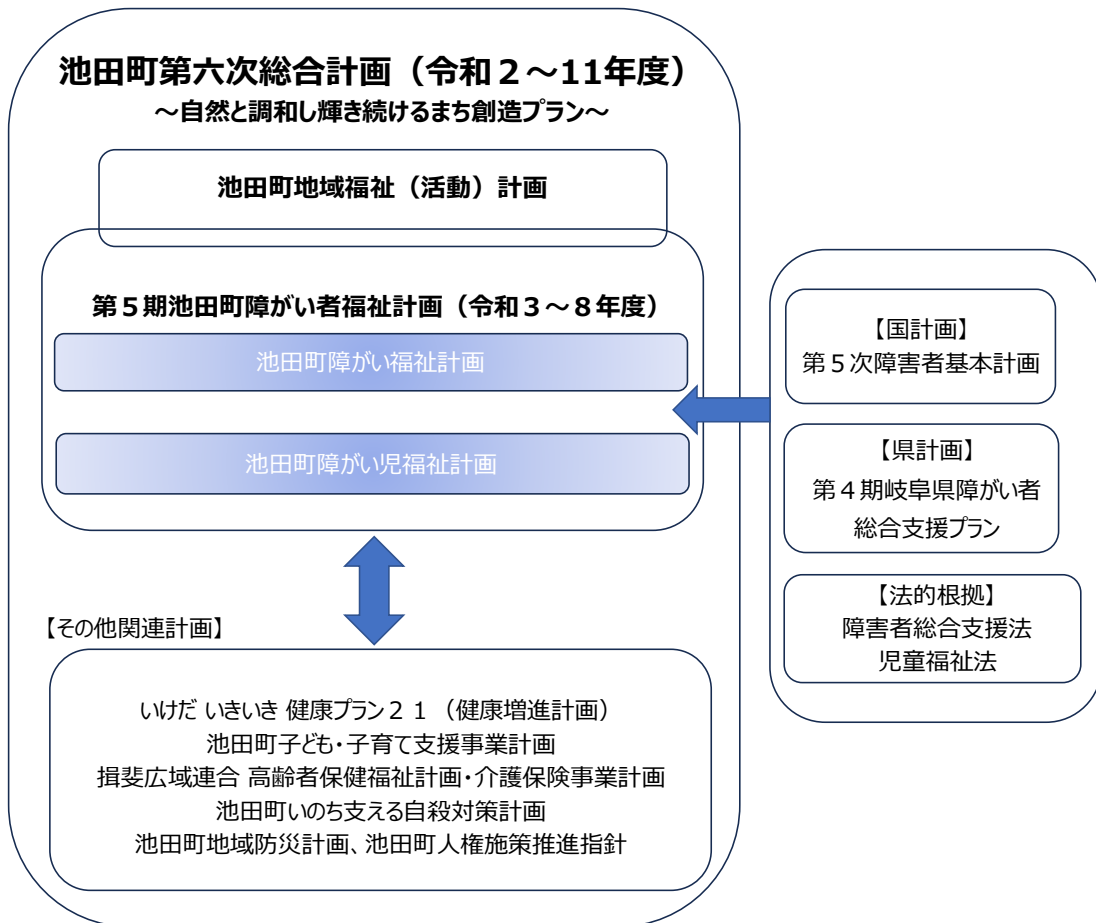
### (1) 第7期障がい福祉計画並びに第3期障がい児福祉計画策定の目的

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

本町における障がい福祉の基本方針を定める「第5期池田町障がい者福祉計画」が計画期間中にあるため、その実施計画である「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を、今般、国や県の方針を踏まえ、一層環境の変化に合わせていくことで、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指すことを目的とします。

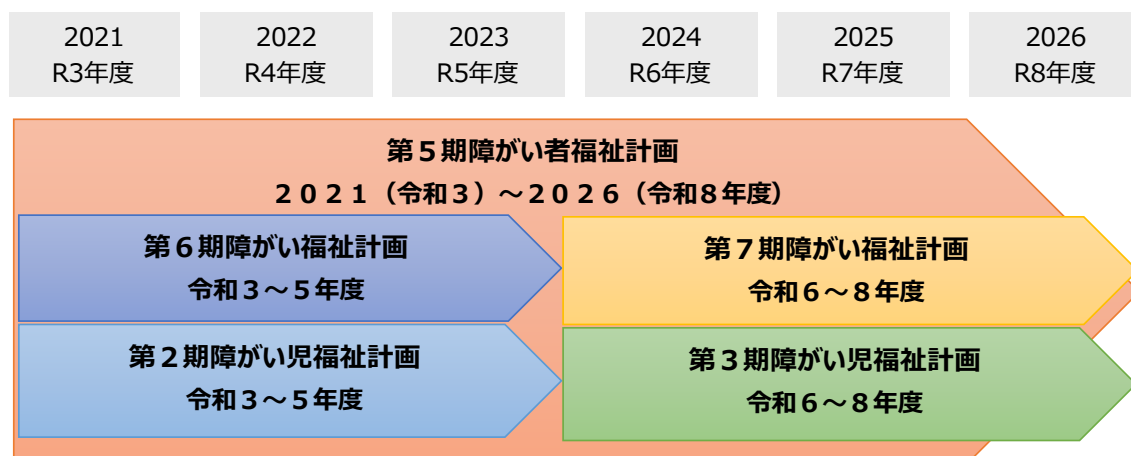
### (2) 計画の位置づけ

本計画は、国や岐阜県の障がい福祉に関する法律や計画を踏まえるとともに、本町の第5期池田町障がい者福祉計画や、上位計画にあたる池田町第六次総合計画並びに関連計画との整合を図り、策定しています。



### (3) 計画期間

「第5期障がい者福祉計画」の期間は令和3年度から令和8年度までとなっています。「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の期間については、国の指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



(4) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals の略) とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年 (2030 年) までに達成するために掲げた国際目標です。SDGs は、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための目標とターゲットから構成されています。この SDGs を達成するための取組が、日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGs の理念を最大限反映させることが重要となっています。

本町では、「第六次池田町総合計画」において、基本施策と SDGs の各目標との結びつきを整理することで、特に注力すべき政策課題の明確化や地域課題の解決を一層促進することとしています。



本計画で関連すると考えられるSDGsの目標			
	目標3 すべての人に健康と福祉を		目標4 質の高い教育をみんなに
	目標8 働きがいも経済成長も		目標10 人や国の不平等をなくそう
	目標11 住み続けられるまちづくりを		目標16 平和と公正をすべての人に
	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう		

### 3. 計画策定における国の基本方針

本計画は、国で示されている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、計画を策定します。

#### (1) 基本理念

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がい者の社会参加を支える取組定着

#### (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

#### (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

#### (4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

(5) 成果目標に関する事項

成果目標	令和 8 年度目標
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年度末時点の施設入所者の <u>6%以上</u>が地域生活へ移行する。</li> <li>・<u>施設入所者数</u>を、令和 4 年度末時点の施設入所者から <u>5%以上</u>削減する。</li> </ul>
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (県のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を <u>325.3 日以上</u>にする。</li> <li>・精神病床における 1 年以上の長期入院患者の目標人数を設定する。令和 2 年度と比べて、<u>約 3.3 万人の減少</u>を目指す。</li> <li>・入院後 1 年間までの精神病床における<u>退院率</u>を上昇させる。 (3 カ月時点：68.9%、<u>6 カ月時点：84.5%</u>、<u>12 カ月時点：91.0%</u>)</li> </ul>
3 地域生活支援拠点等有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>コーディネーターの配置</u>などによる効果的な支援体制の構築を進め、年 1 回以上の運営状況の検証及び検討を行う。</li> <li>・<u>強度行動障がい</u>を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を行う。【新規目標】</li> </ul>
4 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設から<u>一般就労への就労移行者数</u>、<u>就労移行支援・就労継続支援 (A 型、B 型) から一般就労への就労移行率</u>の増加を設定する。</li> <li>①福祉施設からの就労移行 : 令和 3 年度実績の <u>1.28 倍以上</u></li> <li>②就労移行支援からの就労移行 : 令和 3 年度実績の <u>1.31 倍以上</u></li> <li>③就労継続支援 A 型からの就労移行 : 令和 3 年度実績の <u>1.29 倍以上</u></li> <li>④就労継続支援 B 型からの就労移行 : 令和 3 年度実績の <u>1.28 倍以上</u></li> <li>・就労移行支援事業所に関して、<u>利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上に増加</u>させる。【新規目標】</li> <li>・<u>就労定着支援の利用者数</u>を、令和 3 年度実績の <u>1.41 倍以上</u>とする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>就労定着支援事業所</u>に関して、<u>就労定着率が 7 割以上である事業所を全体の 2 割 5 分以上とする。</u></li> </ul>
5 障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>児童発達支援センター</u>を各市町村又は各圏域に <u>1 か所以上</u>設置する。地域の実情により設置が困難な自治体においては、関係機関の連携の下で<u>児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を整備する。</u></li> <li>・全ての市町村において保育所等訪問支援を活用しながら、<u>障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。</u></li> <li>・<u>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所</u>を各市町村又は各圏域に少なくとも <u>1 か所以上</u>確保する。</li> <li>・各市町村又は各圏域において、医療的ケア児支援のために保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が<u>連携を図るための協議の場を設ける。</u>併せて、<u>医療的ケア児支援に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</u></li> </ul>
6 相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 8 年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等に連携の緊密化を通じた地域づくりを担う<u>基幹相談支援センターを設置し、</u>地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。</li> <li>・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行う。</li> </ul>
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町村において、<u>障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。</u></li> <li>・ペアレントトレーニング等の支援体制を構築する。</li> </ul>

## 4. 計画の策定方法

---

### (1) アンケート調査の実施

障がい福祉に関する率直な意見や統計データを得るため、池田町在住の障害者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。調査対象者は、18歳以上の障害者手帳所持者700人と、18歳未満で障害者手帳所持している児童の保護者84人です。18歳以上の場合は「障がい者支援」、18歳未満の場合は「障がい児支援」に関する内容のアンケートにご協力いただいています。このうち「障がい者支援」に関しては378人から回答を得て、回収率は54.0%、「障がい児支援」に関しては47人から回答を得て、回収率は55.9%でした。

調査種別	対象者年齢	調査件数	回答数	回答率
障がい者支援	18歳以上	700件	378件	54.0%
障がい児支援	18歳未満	84件	47件	55.9%

### (2) 団体ヒアリング調査の実施

福祉団体や障害福祉サービス関係者を対象にヒアリング調査を実施し、現場の声や今後の障がい支援施策に関するご意見を多数いただきました。

### (3) 策定体制

本計画の策定にあたり、令和5年に実施したアンケート調査を始めとしたデータを活用しつつ、当事者及び関係者等による議論を反映するために「池田町障害者福祉計画策定委員会（池田町障害者自立支援協議会）」を設置し、策定の基本的事項について協議を行いました。

#### (4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、池田町まちづくり条例第 13 条の規定に基づき、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

【募集期間】 令和 5 年 12 月 14 日（木）～令和 6 年 1 月 15 日（月）

【閲覧場所】 町ホームページ、池田町役場庁舎、池田町保健センター、池田町ことばの教室、池田町社会福祉協議会、ふれ愛の家、放課後等デイサービスとらいあんぐる、各公民館（中央、中、東、西、八幡、宮地、養基）

【閲覧資料】 計画素案

【提出方法】 直接持参・郵便・ファックス・電子メール

【提出件数】 4 件

寄せられた意見の要点は以下のとおりでした。

No.	分野	概要
1	差別	・障がい者差別に関する教育の場を設けたり、声掛け・励まし合いを行うことで障がい者の不安解消されることを望む。
2	生活環境の整備	・令和5年10月のコミュニティバスの廃止により、移動手段に困っている障がい者の方が見受けられる。
3	避難所での生活環境	・役場や社会福祉協議会の職員と日頃から顔を合わせる機会を設けることで、災害時の避難所において住民に安心感を持たせられるのではないかと。
4	就労/サービス	・特別支援学校卒業後の就労先の確保に努めてもらいたい。 ・障害福祉サービス等の手続きが煩雑に感じるため、住民に理解しやすい手引きを用意してもらいたい。

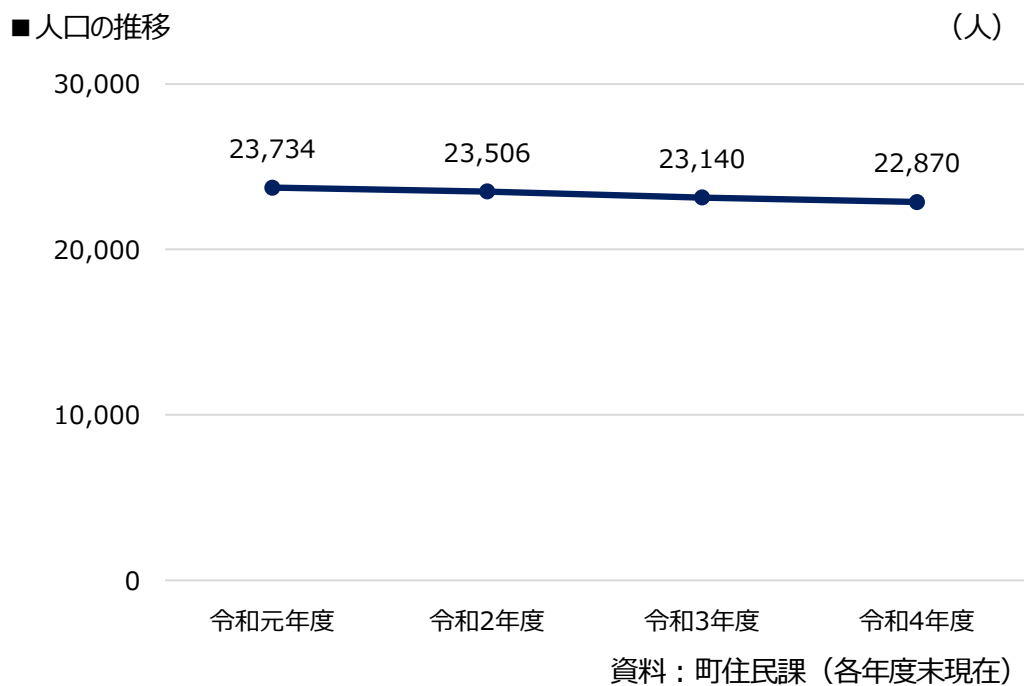


## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1. 池田町の障がい者を取り巻く状況

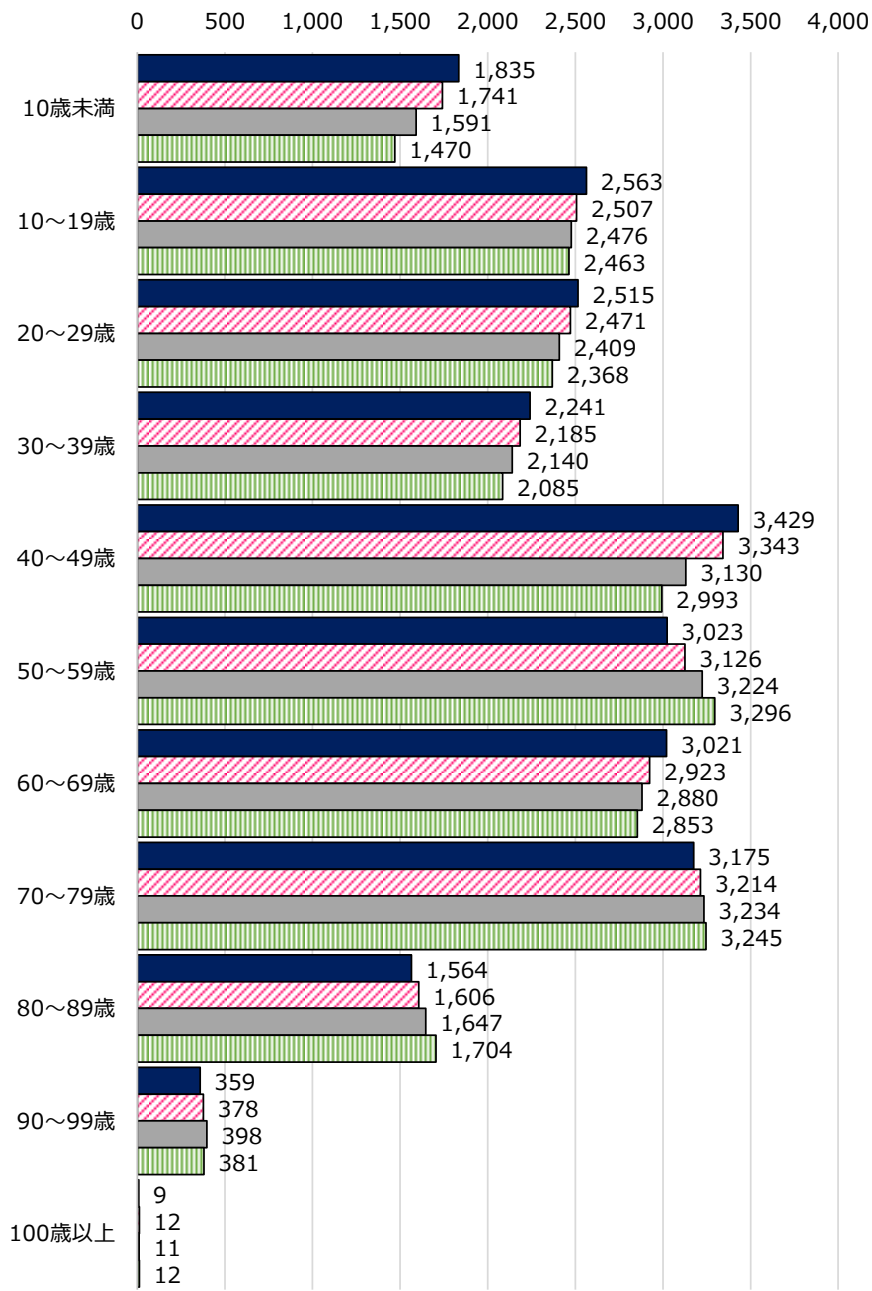
#### (1) 池田町の人口

近年、本町においても人口は緩やかな減少傾向にあり、少子化の問題が深刻になっています。年代別の人口の動きを見ると、令和元年度には40代の人口が最も多くいたものの、令和4年度には50代の人口が最も多くなっており、少子高齢化の進捗がうかがえます。



■ 年齢別人口の推移

(人)



■ 令和元年度 □ 令和2年度 ■ 令和3年度 ■ 令和4年度

	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90～99歳	100歳以上	総計
令和元年度	1,835	2,563	2,515	2,241	3,429	3,023	3,021	3,175	1,564	359	9	23,734
令和2年度	1,741	2,507	2,471	2,185	3,343	3,126	2,923	3,214	1,606	378	12	23,506
令和3年度	1,591	2,476	2,409	2,140	3,130	3,224	2,880	3,234	1,647	398	11	23,140
令和4年度	1,470	2,463	2,368	2,085	2,993	3,296	2,853	3,245	1,704	381	12	22,870

資料：町住民課（各年度末現在）

## (2) 各種手帳所持者数の推移

障害者手帳を所持している住民は、令和4年度末現在で1,594人と人口の7.0%ほどなっています。令和4年度の内訳をみると、身体障害者手帳所持者は906人で、そのうちの約5割が肢体不自由、約3割が内部障がいです。身体障害者手帳所持者は減少していますが、その他手帳の所持者は増加傾向にあります。

### ■手帳所持者数等の推移

(人)

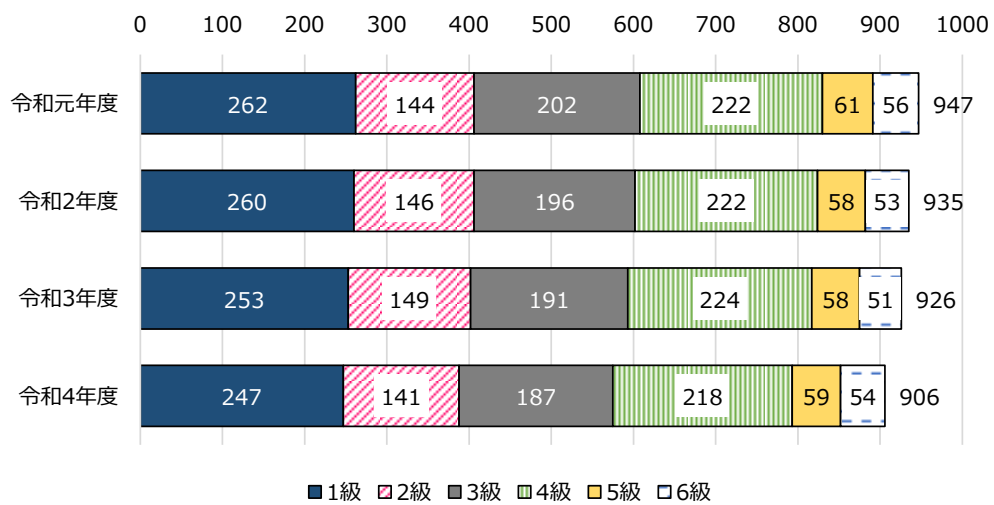
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	947	935	926	906
療育手帳	226	214	222	225
精神障害者保健福祉手帳	194	203	215	227
自立支援医療（精神通院）受給者証	217	221	227	236
計	1,584	1,573	1,590	1,594

資料：町健康福祉課（各年度末現在）

①「身体障害者手帳」所持者数の推移

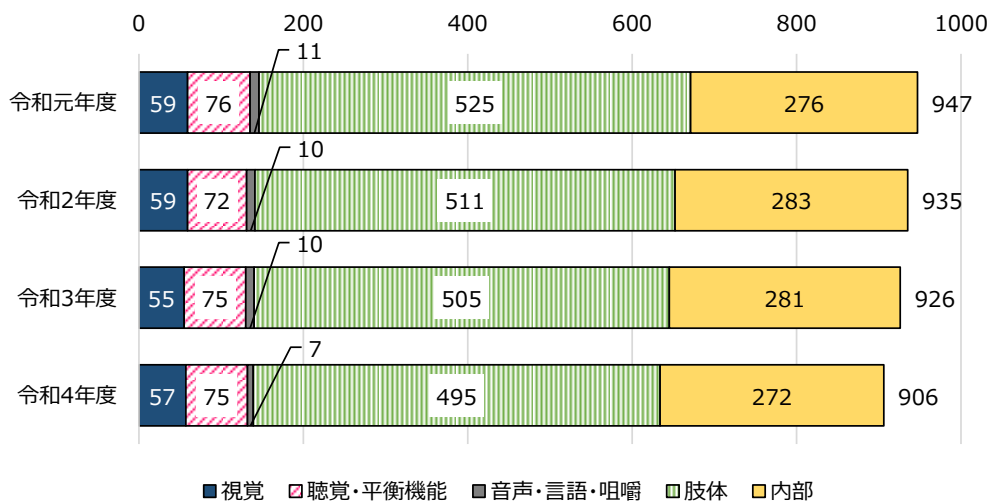
本町の「身体障害者手帳」所持者数は、令和元年度から令和4年度までの4年間で減少傾向となっています。級種別の手帳所持者数の割合に大きな変化はありません。障がい種別の手帳所持者数の推移をみると、肢体不自由、内部障がいは減少していますが、その他障がいに大きな変化はありません。

■「身体障害者手帳」等級別所持者数の推移 (人)



資料：町健康福祉課（各年度末現在）

■「身体障害者手帳」障がい種別所持者数の推移 (人)



資料：町健康福祉課（各年度末現在）

■「身体障害者手帳」年齢別所持者数の推移 (人)

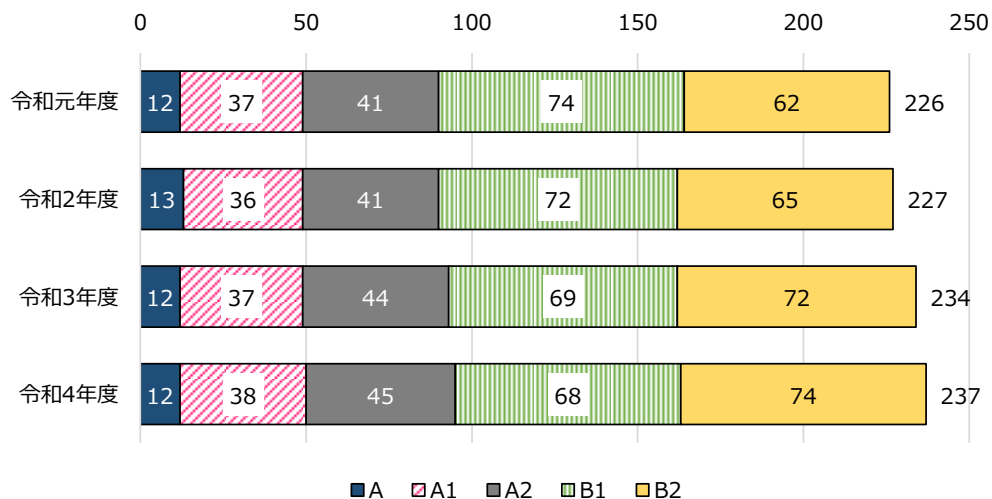
年齢別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	16	15	14	13
18歳以上	931	920	912	893

資料：町健康福祉課（各年度末現在）

②「療育手帳」所有者数の推移

本町の「療育手帳」所持者数は、令和元年度から令和4年度までの4年間で増加傾向にあり、軽度の知的障がい（B2）の判定を受ける人が増えています。また、18歳以上の所持者が増加を続けています。

■「療育手帳」等級別所持者数の推移 (人)



資料：町健康福祉課（各年度末現在）

■「療育手帳」年齢別所持者数の推移 (人)

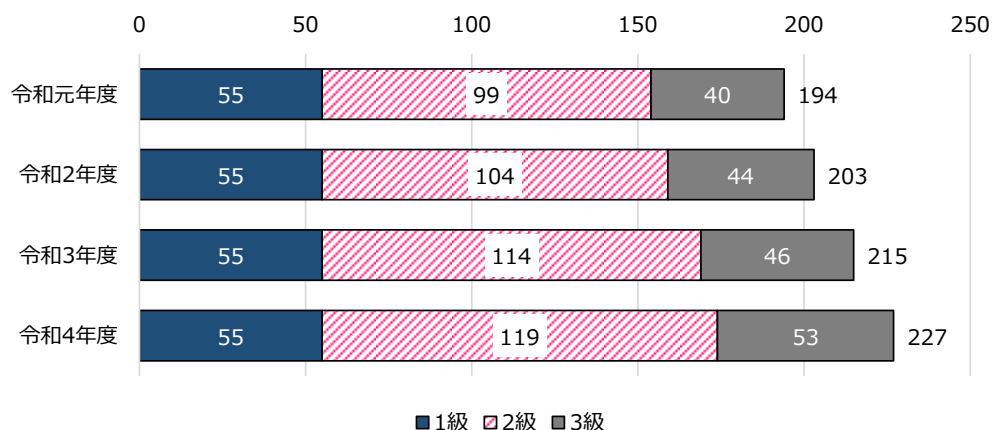
年齢別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	71	66	68	67
18歳以上	155	161	166	170

資料：町健康福祉課（各年度末現在）

### ③「精神障害者保健福祉手帳」所持者数の推移

本町の「精神障害者保健福祉手帳」所持者数の推移は、令和元年度から令和4年度までの4年間で増加し続けており、2級、3級ともに増加傾向にあります。

■「精神障害者保健福祉手帳」等級別所持者数の推移 (人)

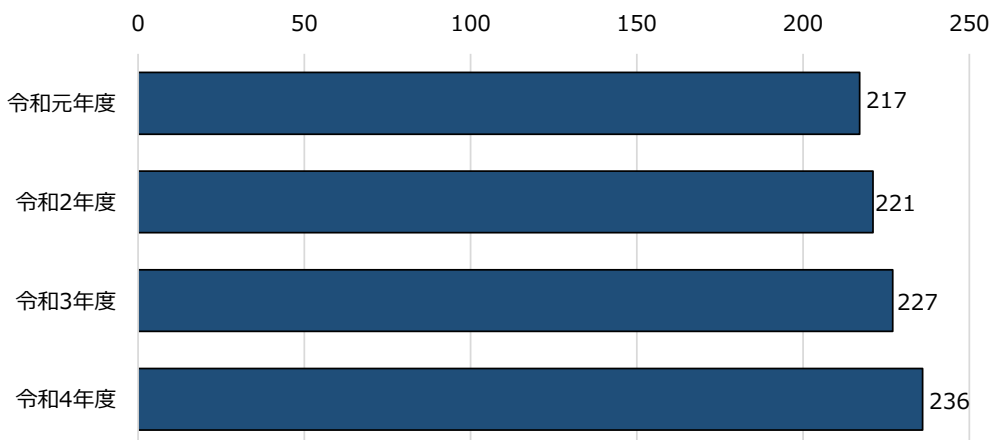


資料：町健康福祉課（各年度末現在）

### ④自立支援医療（精神通院）受給者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数と併せて、精神障がい（うつ病、統合失調症、アルコール依存症など）の治療にかかった医療費の助成を受けることができる自立支援医療（精神通院）受給者も、令和元年度から令和4年度までの4年間にかけて、増加し続けています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移 (人)



資料：町健康福祉課（各年度末現在）

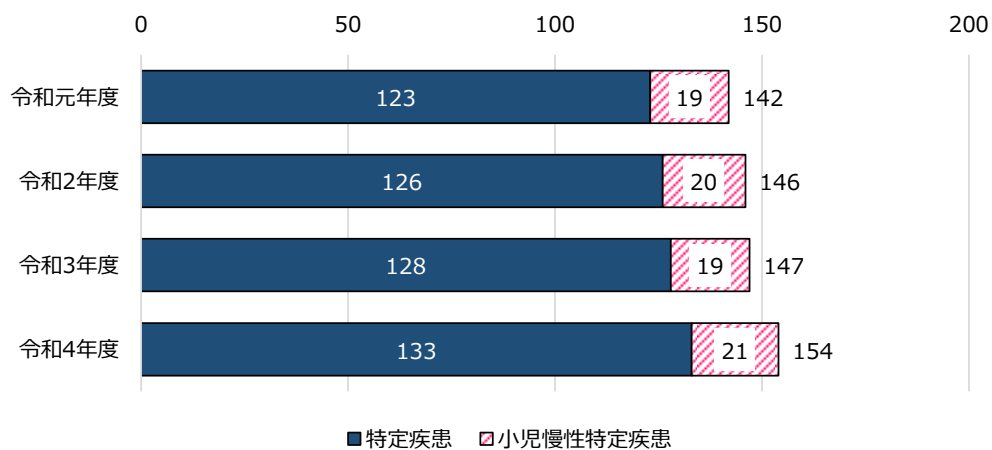
### (3) 難病患者の状況

本町の特定疾患患者数は、令和元年度から令和4年度までの4年間にかけて、増加傾向です。小児慢性特定疾患については、横ばいで推移しています。

#### ■ 特定疾患患者数の推移

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患	123	126	128	133
小児慢性特定疾患	19	20	19	21
計	142	146	147	154



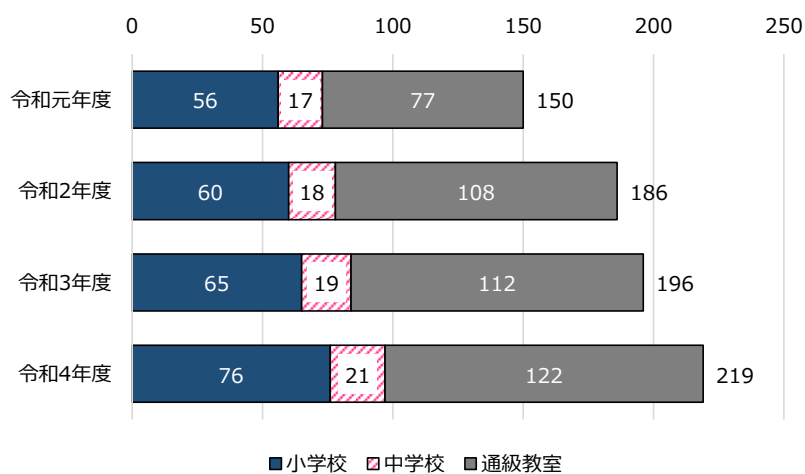
資料：町健康福祉課（各年度末現在）

#### (4) 障がいのある児童生徒の現状

##### ①児童生徒数の推移

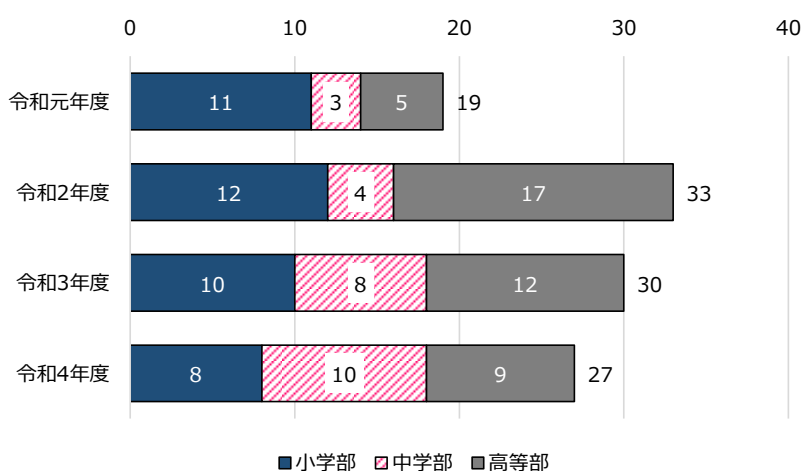
令和元年度から令和4年度にかけて、町立の小中学校に通う特別支援学級の児童生徒数は、小学校、中学校ともに増加傾向にあり、特に小学校で伸び率が大きくなっています。一方、特別支援学校の在籍者数は、令和2年度に大きく増えたものの、それ以降は減少傾向にあります。

##### ■特別支援学級の在籍者数の推移 (人)



資料：町健康福祉課（各年度末現在）

##### ■特別支援学校の在籍者数の推移 (人)

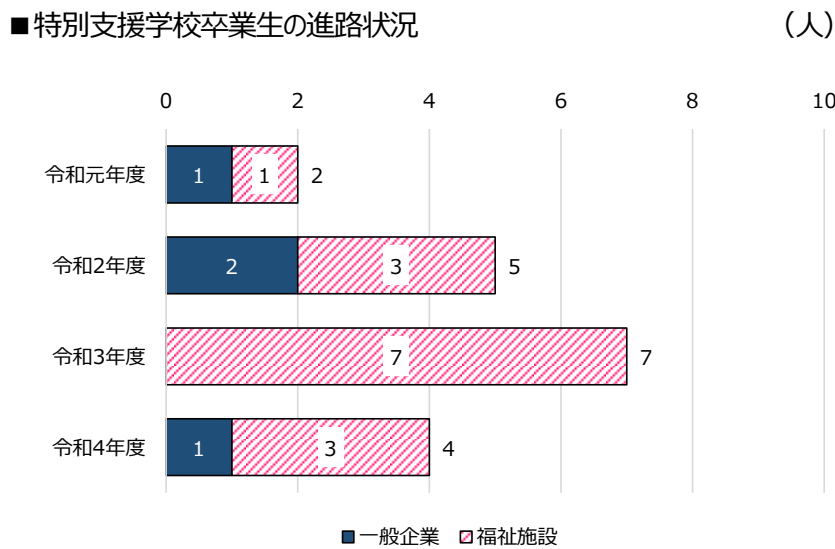


資料：町健康福祉課（各年度末現在）



## ②生徒進路の状況

特別支援学校卒業生の進路については、一般企業への就職が、令和元年度に1人、令和2年度に2人、令和4年度に1人となっています。身近な事業所で社会経験を積むために、福祉施設（就労移行支援、グループホームなど）への通所や入所を決める卒業生が多くなる傾向にあります。



資料：町健康福祉課（各年度末現在）

(5) 障害福祉サービスの状況

①訪問系サービスの利用状況

訪問系サービスの利用者数に関して、「居宅介護」は利用者、利用時間ともに増加しています。「行動援護」は利用時間が増加しています。その他訪問系サービスの利用はほとんどありません。日常使いできる「居宅介護」の家事援助や身体介助のニーズが高まっていることが分かります。

■計画（見込量）と実績値

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
居宅介護	人/月	14.0	14.9	15.0	13.9	17.0	19.6
	延時間数/月	115.0	109.5	121.0	108.9	128.0	152.9
重度訪問介護	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	延時間数/月	15.0	0.0	15.0	0.0	15.0	0.0
同行援護	人/月	1.0	0.1	1.0	0.0	2.0	0.0
	延時間数/月	24.0	0.7	24.0	0.0	50.0	0.0
行動援護	人/月	9.0	4.6	9.0	5.8	10.0	5.6
	延時間数/月	105.0	138.7	105.0	182.8	120.0	159.5
重度障害者等包括支援	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	延時間数/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

## ②日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスの利用者数に関して、「生活介護」は微増、「短期入所（福祉型）」は緩やかな増加傾向、「就労継続支援A・B型」は大幅な増加傾向にあります。「就労移行支援」の利用者数は横ばい傾向です。一方で、現在の「就労定着支援」の利用者は0人であり、安定的な社会生活のため利用促進が望まれます。

### ■計画（見込量）と実績値

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
生活介護	人/月	61.0	57.0	62.0	56.3	63.0	58.2
	延日数/月	1,115.0	1,052.4	1,130.0	1,046.1	1,145.0	1,115.6
【うち重度障がい者】	人/月		44.0		44.0		45.0
	延日数/月		744.0		773.0		852.0
療養介護	人/月	2.0	1.0	2.0	1.0	3.0	1.0
短期入所（福祉型）	人/月	12.0	2.6	18.0	3.5	24.0	4.8
	延日数/月	25.0	17.0	40.0	17.5	55.0	25.6
【うち重度障がい者】	人/月		2.3		3.1		4.8
	延日数/月		16.3		15.1		25.6
短期入所（医療型）	人/月	3.0	1.0	4.0	1.0	5.0	0.2
	延日数/月	7.0	4.3	10.0	3.9	13.0	0.8
【うち重度障がい者】	人/月		0.0		0.0		0.0
	延日数/月		0.0		0.0		0.0
自立訓練（機能訓練）	人/月	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0
	延日数/月	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0
自立訓練（生活訓練）	人/月	2.0	0.3	2.0	0.0	2.0	0.0
	延日数/月	40.0	7.5	40.0	0.0	40.0	0.0
就労選択支援【新規】	人/月						
	延日数/月						
就労移行支援	人/月	10.0	3.0	10.0	4.3	10.0	3.2
	延日数/月	100.0	44.0	100.0	68.6	100.0	57.4
就労継続支援A型	人/月	16.0	19.2	17.0	22.3	18.0	23.0
	延日数/月	275.0	356.3	290.0	427.0	305.0	468.0
就労継続支援B型	人/月	38.0	38.8	43.0	44.6	49.0	47.2
	延日数/月	560.0	648.9	575.0	804.8	600.0	842.6
就労定着支援	人/月	6.0	0.8	6.0	0.0	6.0	0.0

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

「重度障がい者」：強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケア児者にあたる利用者。

### ③居住系サービスの利用状況

令和3年度から令和5年度にかけて「共同生活援助（グループホーム）」の利用者は大きく増加しています。「施設入所支援」は、同期間において若干減少して推移していますが、施設入所のニーズを踏まえると、今後増加することが予想されます。

#### ■計画（見込量）と実績値

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
自立生活援助	人/月	3.0	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0
共同生活援助（グループホーム）	人/月	12.0	9.9	14.0	16.3	16.0	19.0
【うち重度障がい者】	人/月		2.0		3.0		5.0
施設入所支援	人/月	20.0	18.8	19.0	16.8	18.0	16.0

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

「重度障がい者」：強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケア児者にあたる利用者。

### ④相談支援

相談支援（サービス利用計画作成、モニタリング実施）の利用に関して、令和3年度から令和5年度にかけては、減少傾向にあります。本町においては、「地域移行支援」、「地域定着支援」の利用はありません。

#### ■計画（見込量）と実績値

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
計画相談支援	人/月	45.0	47.8	45.0	46.6	45.0	42.6
地域移行支援	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
地域定着支援	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

(6) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業の前期計画値（見込量）と実績は次のようになっています。年度によって住民の需要が変化するため、偏った傾向はありません。近年は成年後見制度の費用助成が受けられる「成年後見制度利用支援事業」の需要が高まっています。

①相談支援事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
障がい者相談支援事業	箇所	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

②成年後見制度利用支援事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	2.0

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

③意思疎通支援事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣)	件/年	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

④日常生活用具支援事業

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 (特殊寝台・移動用リフト等)	件/年	5.0	0.0	5.0	1.0	5.0	0.0
	自立生活支援用具 (頭部保護帽・歩行補助つえ等)	件/年	5.0	0.0	5.0	5.0	5.0	0.0
	在宅療養等支援用具 (たん吸引器・酸素ボンベ運搬車等)	件/年	12.0	9.0	12.0	4.0	12.0	0.0
	情報意思疎通支援用具 (拡大読書器・人工喉頭等)	件/年	5.0	0.0	5.0	2.0	5.0	1.0
	排泄管理支援用具 (ストマ・おむつ等)	件/年	560.0	559.0	590.0	501.0	620.0	540.0
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	3.0	1.0	3.0	0.0	3.0	1.0

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

⑤移動支援事業

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
移動支援事業	人/年	230.0	138.0	214.0	104.0	202.0	114.0	
	延時間数/年	2866.0	2628.0	2723.0	2491.0	2587.0	2423.0	

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

⑥地域活動支援センター事業

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
地域活動支援センター事業	箇所	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	人/年	5.0	3.0	5.0	0.0	5.0	1.0	

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

⑦訪問入浴サービス事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
訪問入浴サービス	人/月	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	2.0

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

⑧日中一時支援事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
日中一時支援	人/月	7.0	4.0	7.0	5.0	7.0	4.0

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

⑨自動車運転免許取得・改造助成事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
自動車運転免許取得・改造助成	人/年	3.0	1.0	3.0	1.0	3.0	2.0

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

⑩点字・声の広報発行事業

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
点字・声の広報発行	回/年	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。

### (7) 児童福祉法に基づくサービスの状況

通所サービスの利用状況に関して、未就学児が対象の「児童発達支援」は利用人数・時間ともに減少傾向にあり、一方で小学生以上が対象の「放課後等デイサービス」は利用人数・時間ともに増加傾向にあります。10歳未満の池田町人口が減少している一方で、18歳未満の療育手帳所持者が増加していることが原因として考えられます。「障害児相談支援」は横ばいで推移しています。

#### ■計画（見込量）と実績値

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
児童発達支援	人/月	80.0	68.3	78.0	67.6	76.0	60.0
	延日数/月	370.0	307.6	355.0	267.3	350.0	240.8
放課後等デイサービス	人/月	39.0	40.5	42.0	41.4	46.0	45.2
	延日数/月	365.0	498.7	387.0	470.6	406.0	495.4
医療型 児童発達支援	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	延日数/月	7.0	0.0	7.0	0.0	7.0	0.0
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	3.0	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0
	延日数/月	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0
保育所等 訪問支援	人/月	2.0	0.0	2.0	0.2	2.0	0.4
	延日数/月	6.0	0.0	8.0	0.3	11.0	0.4
障害児相談支援	人/月	31.0	29.0	34.0	28.6	37.0	29.4

資料：町健康福祉課。令和5年度の「実績見込」は9月までの半年間の平均値。



## 2. アンケート結果概要（抜粋）

住民の皆様より、障がい福祉施策に対する率直な考え方・ご意見を収集し、その意向を反映させた計画を策定するため、アンケート調査を実施しました。

【障がい者支援調査】・・・18歳以上対象のアンケート調査

【障がい児支援調査】・・・18歳未満対象のアンケート調査

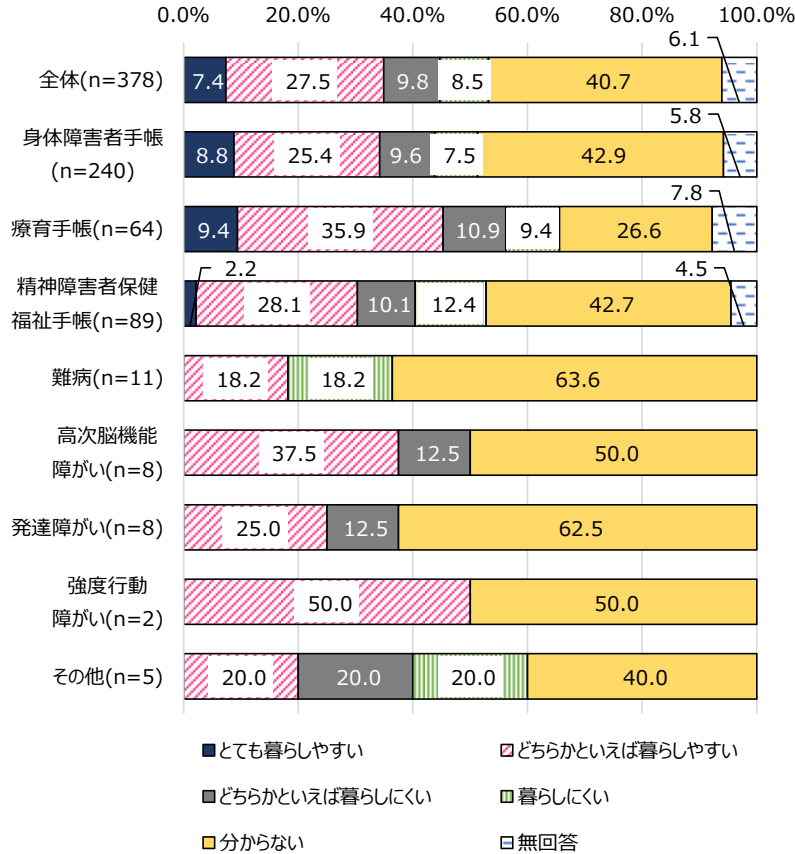
### （1）暮らしやすいまち

《問》あなたは、池田町が障がい者にとって住みやすいまちだと思いますか。（○は1つだけ）

【障がい者支援調査】

《結果》「分からない」（40.7%）が最も多く、次いで「どちらかといえば暮らしやすい」（27.5%）、「どちらかといえば暮らしにくい」（9.8%）、「暮らしにくい」（8.5%）、「とても暮らしやすい」（7.4%）となっています。

### ■【障がい者支援調査】結果

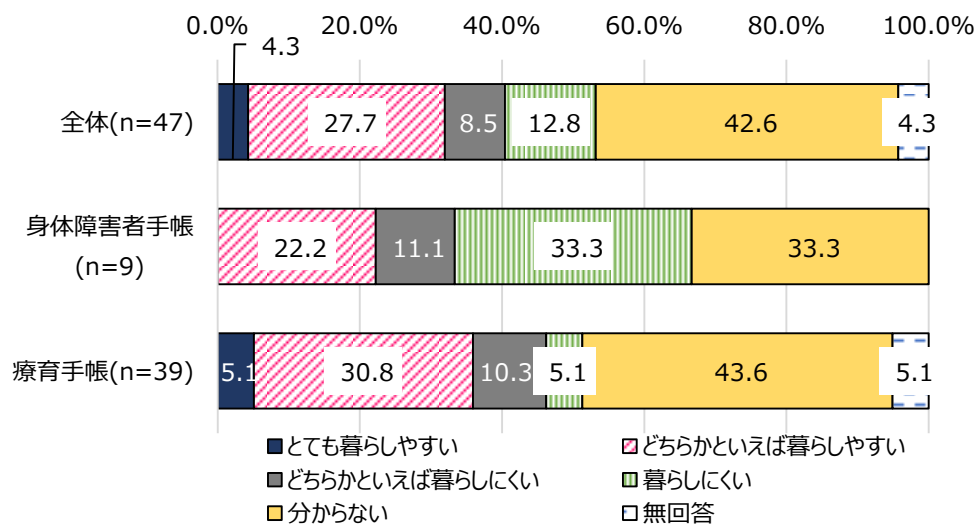


《問》 あなたは、池田町が障がいのある方にとって住みやすいまちだと思いますか。

(○は1つだけ) 【障がい児支援調査】

《結果》 「分からない」(42.6%) が最も多く、次いで「どちらかといえば暮らしやすい」(27.7%)、「暮らしにくい」(12.8%)、「どちらかといえば暮らしにくい」(8.5%)、「とても暮らしやすい」(4.3%) となっています。

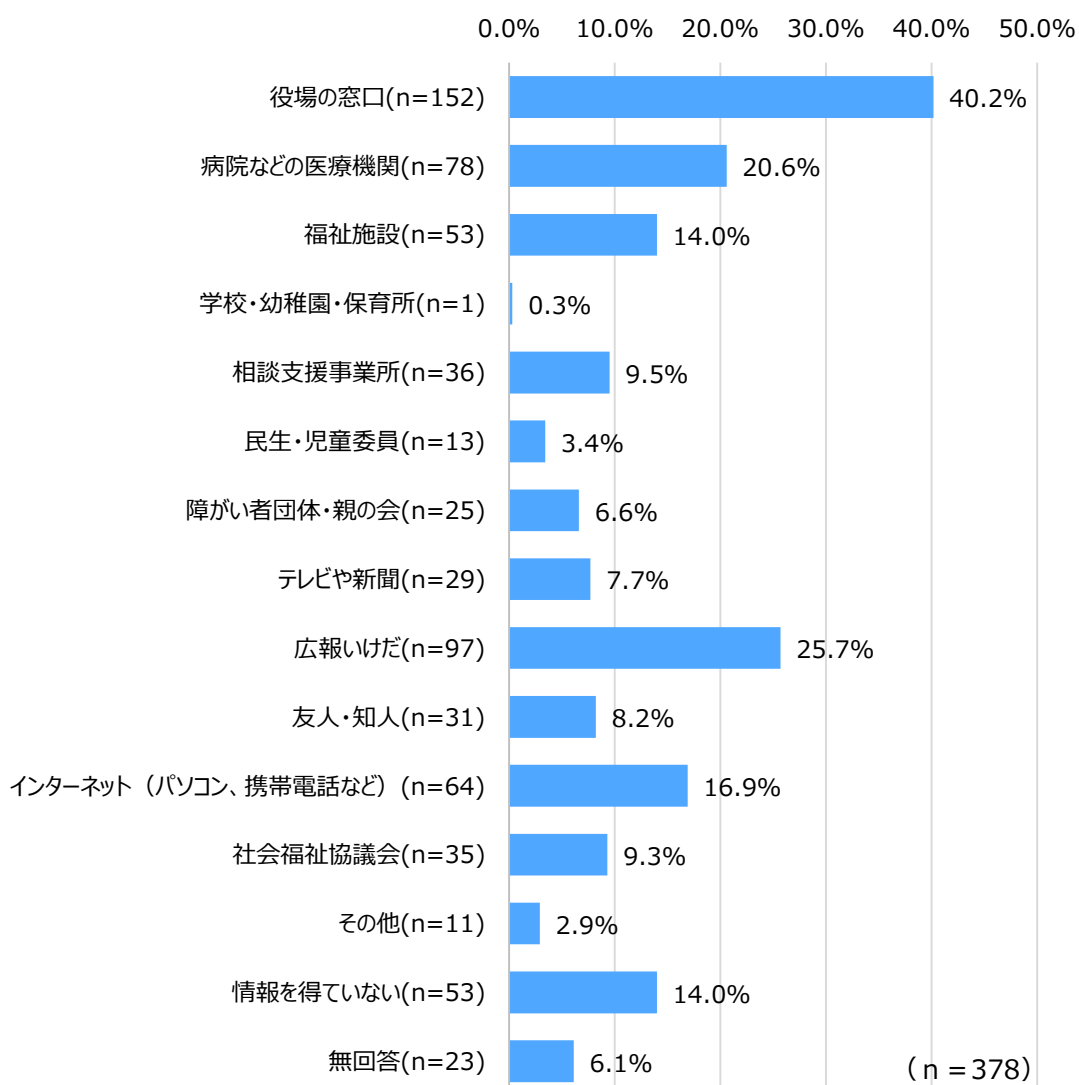
■ 【障がい児支援調査】結果



## (2) 情報提供

《問》あなたやご家族の方は、福祉サービスに関して必要な情報をどこで（どこから）得ていますか。（あてはまるものすべて）【障がい者支援調査】

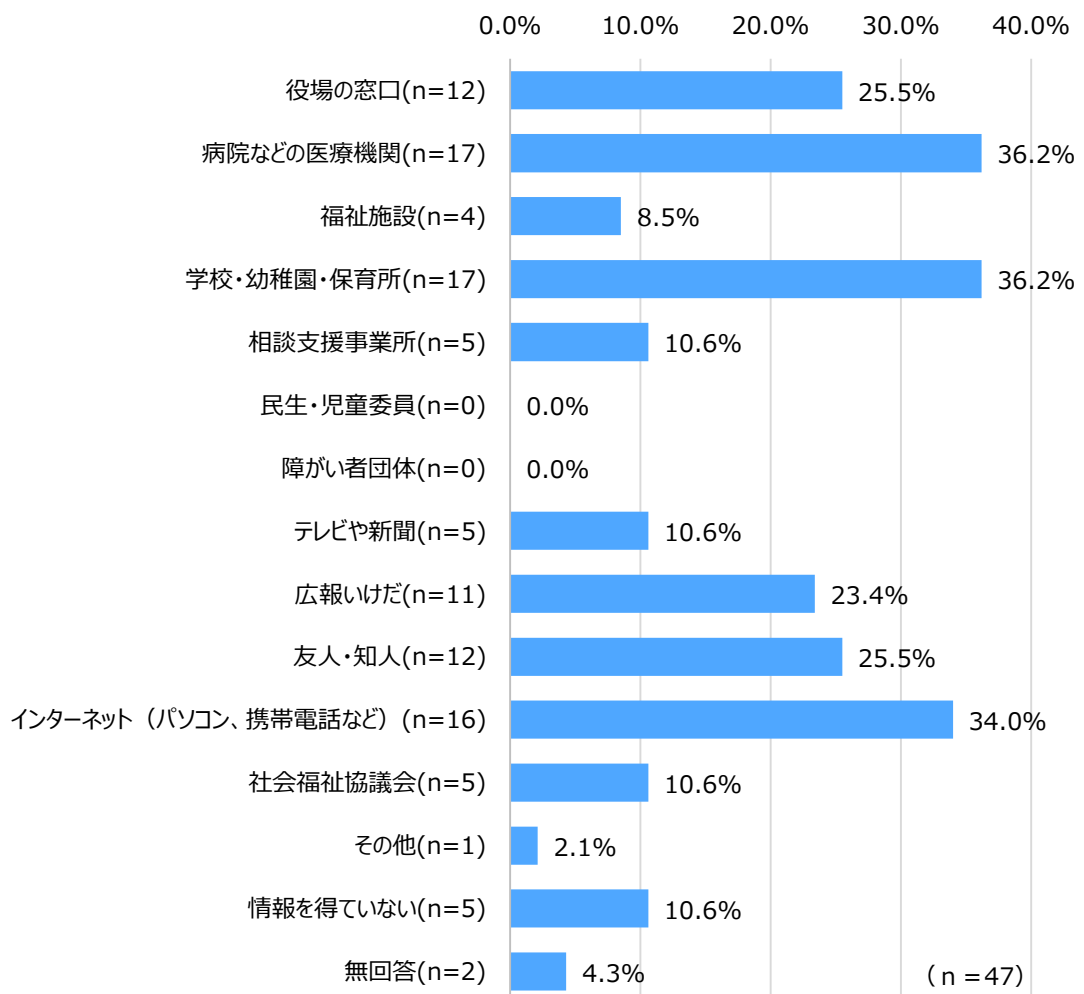
《結果》「役場の窓口」(40.2%) が最も多く、次いで「広報いけだ」(25.7%)、「病院などの医療機関」(20.6%)、「インターネット（パソコン、携帯電話など）」(16.9%)、「福祉施設」(14.0%)、「情報を得ていない」(14.0%)となっています。



《問》 あなたやご家族の方は、福祉サービスに関して必要な情報をどこで（どこから）得ていますか。（あてはまるものすべて）【障がい児支援調査】

《結果》 「病院などの医療機関」（36.2%）「学校・幼稚園・保育所」（36.2%）と最も多く、次いで「インターネット（パソコン、携帯電話など）」（34.0%）、「役場の窓口」（25.5%）「友人・知人」（25.5%）、「広報いけだ」（23.4%）となっています。

■【障がい児支援調査】結果



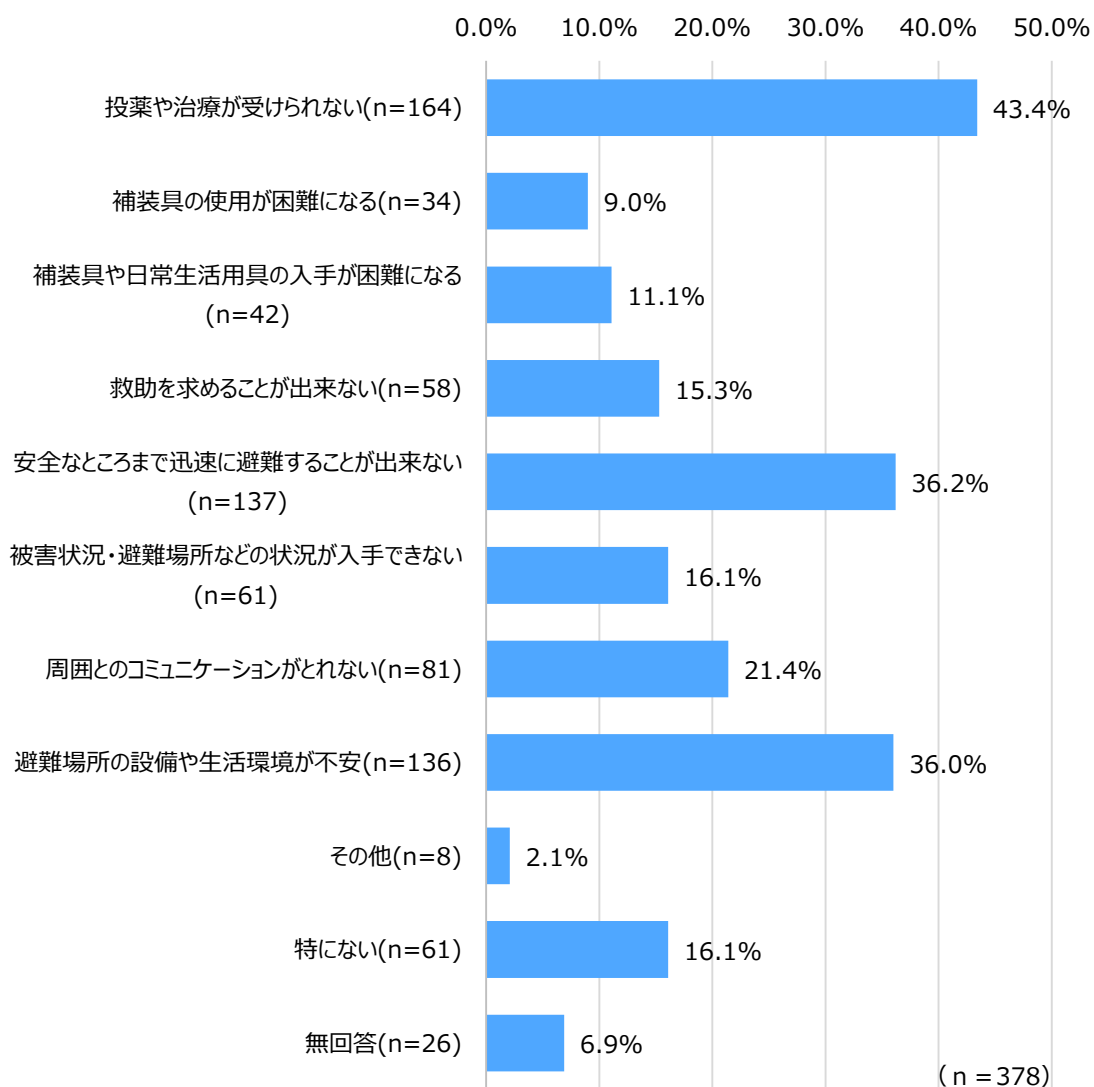
### (3) 防災

《問》風水害や地震などの災害時に、あなたが困ると思うことは何ですか。

(〇はあてはまるものすべて)【障がい者支援調査】

《結果》「投薬や治療が受けられない」(43.4%) が最も多く、次いで「安全なところまで迅速に非難することができない」(36.2%)、「避難場所の設備や生活環境が不安」(36.0%)、「周囲とのコミュニケーションがとれない」(21.4%) となっています。

#### ■【障がい者支援調査】結果

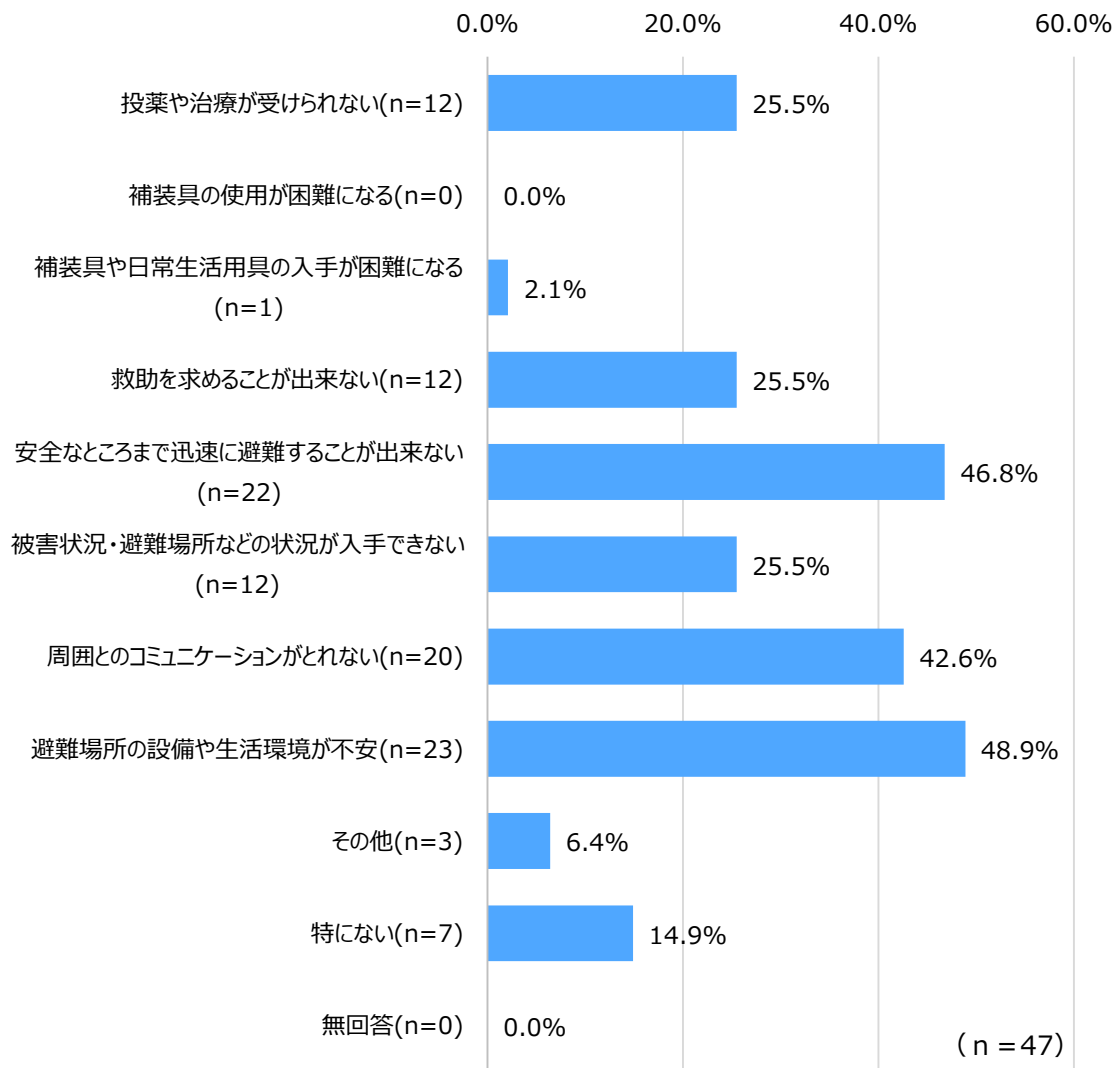


《問》風水害や地震などの災害時に、お子さんについてあなたが困ると思うことは何ですか。

(あてはまるものすべて)【障がい児支援調査】

《結果》「避難場所の設備や生活環境が不安」(48.9%)が最も多く、次いで「安全なところまで迅速に避難することができない」(46.8%)、「周囲とのコミュニケーションがとれない」(42.6%)、「投薬や治療が受けられない」(25.5%)、「救助を求めることができない」(25.5%)、「被害状況・避難場所などの状況が入手できない」(25.5%)となっています。

### ■【障がい児支援調査】結果

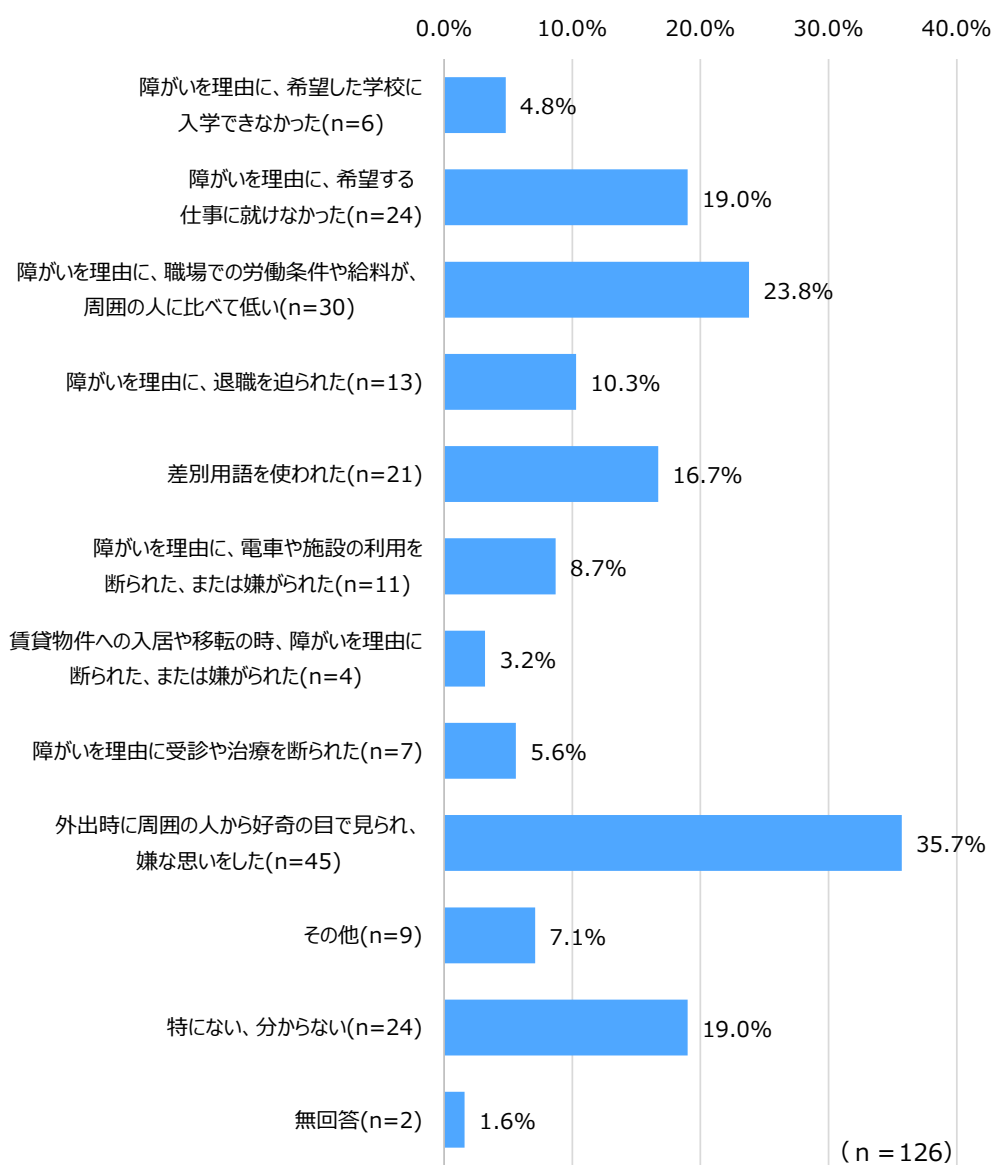


#### (4) 差別

《問》 (差別や疎外感を感じたことがある人) どのような時に、差別や疎外感などを感じましたか。  
(あてはまるものすべて) 【障がい者支援調査】

《結果》 「外出時に周囲の人から好奇の目で見られ、嫌な思いをした」(35.7%) が最も多く、  
次いで「障がいを理由に、職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて低い」  
(23.8%)、「障がいを理由に、希望する仕事に就けなかった」(19.0%)、「特に  
ない、分からない」(19.0%)、「差別用語が使われた」(16.7%) となっている。

#### ■ 【障がい者支援調査】結果

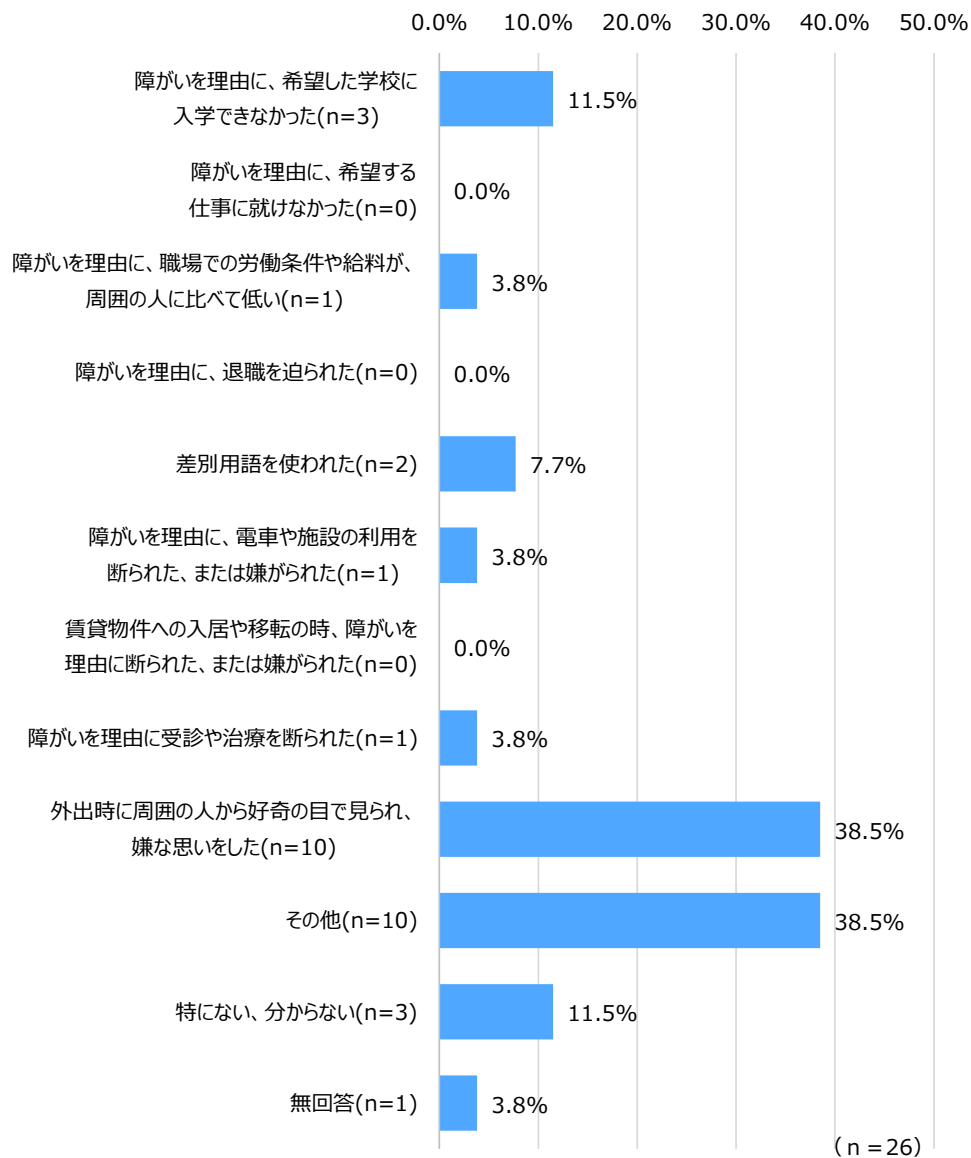


《問》（差別や疎外感を感じたことがある人）どのような時に、差別や疎外感などを感じましたか。

（あてはまるものすべて）【障がい児支援調査】

《結果》「外出時に周囲の人から好奇の目で見られ、嫌な思いをした」（38.5%）、「その他」（38.5%）が最も多く、次いで「障がいを理由に、希望する学校に入学できなかった」（11.5%）、「特にない、分からない」（11.5%）、「差別用語が使われた」（7.7%）となっている。

### ■【障がい児支援調査】結果



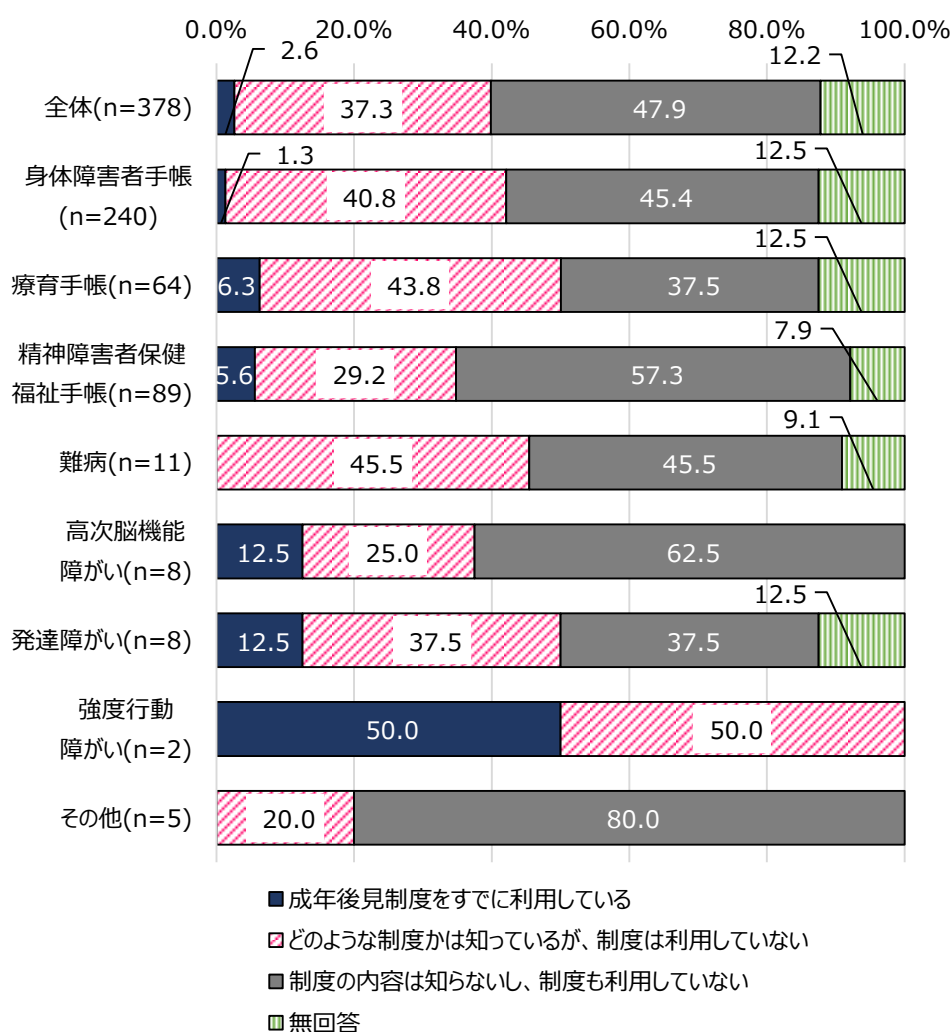


(5) 権利擁護

《問》 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」を知っていますか。(〇は1つだけ)【障がい者支援調査】

《結果》 「制度の内容は知らないし、制度も利用していない」(47.9%)と最も多く、次いで「どのような制度かは知っているが、制度は利用していない」(37.3%)、「成年後見制度をすでに利用している」(2.6%)となっています。

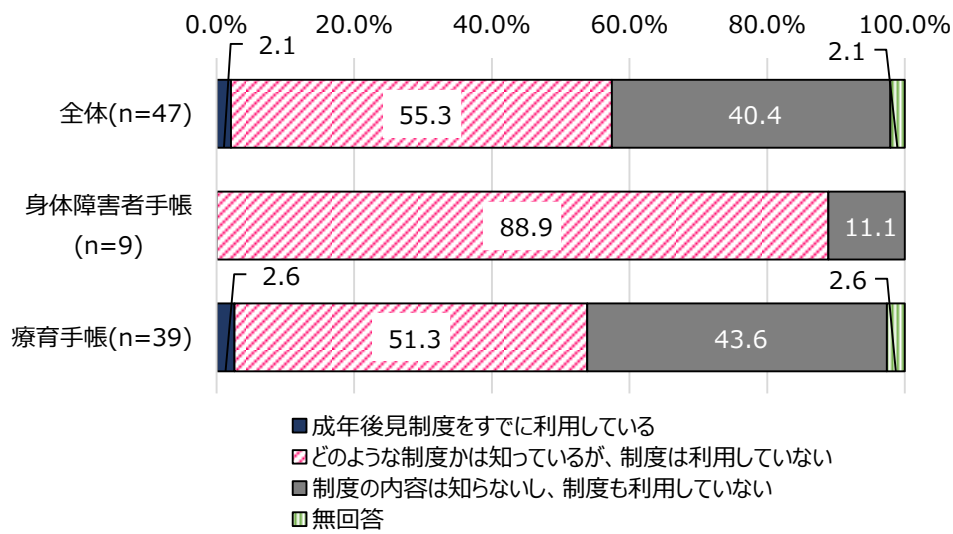
■【障がい者支援調査】結果



《問》 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」を知っていますか。（〇は1つだけ）【障がい児支援調査】

《結果》 「どのような制度かは知っているが、制度は利用していない」（55.3%）と最も多く、次いで「制度の内容は知らないし、制度も利用していない」（40.4%）、「成年後見制度をすでに利用している」（2.1%）となっています。

#### ■「障がい児支援調査」結果



### 3. 団体ヒアリング結果概要

---

町内の当事者団体（3 団体）に対して、本町における障がいのある人を取り巻く現状や課題等についてヒアリングを実施しました。サービス提供事業所の充実や移動手段に関する意見が多くありました。また、各種事業所を西濃圏域で柔軟に広域利用できる体制に関する意見もいただきました。

#### （1）団体運営について

- ・活動がマンネリ化している。
- ・ニーズに合ったことができていない。
- ・どの団体も会員数が減少傾向にある。
- ・役員のなり手が不足している。

#### （2）障がい者へのサービス提供について

##### ①施設・事業所の充実（放課後等デイサービス、短期入所等）

###### <意見>

- ・放課後等デイサービス事業所の利用者は、小学生から高校生まで幅広く、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えられるようにして欲しい。
- ・西濃圏域、揖斐郡内の施設利用がスムーズにできるようにして欲しい。

##### ② 短期入所や施設入所等のスムーズな受入体制の整備

###### <意見>

- ・短期入所や施設入所の受け入れを断られることがある。特に緊急時には困ってしまう。

##### ③ その他

###### <意見>

- ・移動販売が充実すると、便利だけでなく日常の刺激にもなる。喜ぶ人も多いと思う。
- ・近隣市町との格差のない制度づくりを意識してもらいたい。

### (3) 今後の障がい福祉政策に求めるものについて

#### ①保健・医療について

##### <意見>

- ・障がい児医療について、相談できるセカンドオピニオンとなる窓口が欲しい。
- ・休日、障がい者においても安心して受診できる窓口が欲しい。

#### ②生活環境の整備について

##### <意見>

- ・町内資源（公園等）の観光化によって、自由に入れる場所が減ってしまった。
- ・住宅改造等に対する補助金制度が欲しい。（非常用電源など）
- ・コミュニティバスに代わり池田町タクシー利用助成事業（いけタク）となり利便性が高まった。  
（自宅まで呼び出せる、運行時間に縛られない）
- ・事業所の送迎バスは多くの障がい者の安心につながっていると思う。
- ・自力で動けなくなった後のことに不安を感じる。（医療機関受診、買い物等）

#### ③相談・情報提供について

##### <意見>

- ・民生委員は相談先として敷居が高く、悩みを打ち明けづらい。
- ・民生委員への相談は不安がある。（情報漏洩、交代時の引継ぎ）
- ・相談窓口の連絡先が分からないので、相談先の一覧のようなものが欲しい。
- ・デリケートな手続きや相談を受け付ける際、別室で受付するなど対応を考えて欲しい。
- ・町のホームページを充実させて、必要な情報を得られるようにして欲しい。

#### ④住まい・住宅の確保について

##### <意見>

- ・親亡き後の障がい者が入所できるグループホーム等の整備を希望する。
- ・障がいの種別によっては、バリアフリー化で得られる安心は大きいと思うので、費用助成の制度を充実させて欲しい。

⑤ 雇用・就労について

<意見>

- ・特別支援学校を卒業した後、十分フォローしてもらえる相談窓口が知りたい。
- ・就労継続支援 A 型など、就労系の事業所は充実しているように感じる。
- ・一般就労へ移行した後も、フォローアップしてもらえるようなシステムを作って欲しい。

⑥ 障がいへの理解と交流について

<意見>

- ・市民のボランティア参加が減っている。参加者に大きな負担を感じさせないような環境づくりをお願いしたい。
- ・若い障がい者の方は、インターネットを活用し情報収集を行っており、交流の場をあまり求めていないと思う。
- ・コロナ禍以前に開かれていた行事（運動会等）は、ストレス解消や情報共有の場となり重宝していた。
- ・「池田っ子チャレンジ教室」（社会教育課）に障がい児に対応した内容を盛り込んで欲しい。

⑦ 特別支援学校等について

<意見>

- ・特別支援学校に通うようになると、普段交流のない地域の子供会の行事に参加しづらく感じる。
- ・親御さんから、特別支援学級や特別支援学校への進路を否定したり悲観したりする声を聞いたことがある。特別支援学級や特別支援学校の実態やメリットをもっと発信して、親御さんの不安を和らげて欲しい。

⑧ 安全・安心について

<意見>

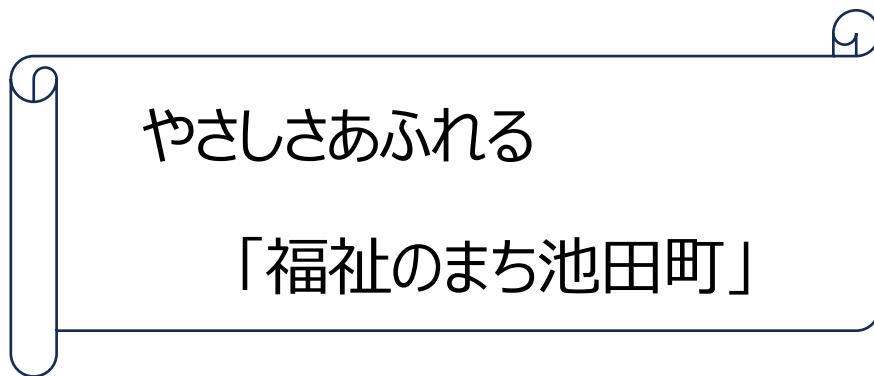
- ・報道で虐待の話題が出るたびに不安を感じる。理解のある従事者を確保して欲しい。
- ・施設内の虐待の話題が出ると、グループホーム等の利用が心配になる。

## 第3章 基本的な考え方

### 1. 基本理念

全ての人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが送れることを願っています。支援や介護が必要なきも、「やさしさあふれる」支えによって、自分らしい暮らしを実現できることこそ、私たちが目指す障がい福祉です。

本町のこれまでの方向性と、総合計画における障がい福祉施策の基本方針を踏まえ、障がいのある人もない人も、互いに支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし、自分らしく自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、『やさしさあふれる「福祉のまち池田町」』を基本理念とします。



## 2. 障害福祉サービス体系

本計画では、「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付、児童福祉法に基づく障害児通所給付及び地域生活支援事業の各サービスの実施目標を設定します。「障害者総合支援法」、「児童福祉法」に基づくサービス体系は下表のとおりです。

なお、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正に伴い、新たに制度化されたサービス等の実施目標設定等については、今後の政府の動向を踏まえながら必要に応じて検討・調整することとします。

### ■ 障害福祉サービスの体系



## 第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

### 1. 令和8年度までに重点的に取り組む目標

第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画では、令和8年度末を目標とした国の基本指針を参考に、本町の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がいのある人とその家族が安心した日常生活・社会生活を営むための障がい福祉施策を推進します。

#### (1) 福祉施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

#### 《第7期の目標と考え方》

※第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画の両方を合わせて「第7期」と表記します。

(以下同じ)

#### 【目標】

第7期においては、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数（16人）の6%（1人）を地域生活に移行することを目標とします（目標値①）。施設入所者の削減については、多くの入所待機者がいることと一定の需要があることを鑑みて、入所者数は現状を維持するものとします（目標値②）。

第6期（前計画）	計画	実績	第7期（新計画）	計画	備考
令和元年度末時点の入所者数（A）	18人	18人	令和4年度末時点の入所者数（A'）	16人	
【目標値①】（B） 入所施設からの地域移行	2人	0人	【目標値①】（B'） 入所施設からの地域移行	1人	（A）のうち、最終年度末までに地域生活へ移行する方の数
その他理由による退所者（C）		5人	その他理由による退所者（C'）		※その他理由：死亡、介護施設への移行等
新たな入所施設利用者数（D）	2人	3人	新たな入所施設利用者数（D'）	1人	最終年度末までに新たに入所施設利用が必要な方の数
令和5年度末の入所者数（E）	18人	16人	令和8年度末の入所者数（E'）	16人	最終年度末の入所者の方の数 （A - B - C + D）
【目標値②】（F） 施設入所者の削減数	0人	2人	【目標値②】（F'） 施設入所者の削減数	0人	目標削減数（A-E）



## 【考え方】

- 地域移行者数（目標値①）に関して、第6期においては、施設入所者の障がいの程度が重く、地域移行者の目標は未達となりました。引き続き入所者の方に寄り添いつつ、入所施設から地域への移行に向けた取り組みを積極的に進めていきます。
- 施設入所者数（目標値②）に関して、近隣市町の入所施設が不足していることや、重症心身障がい者が年々増加していることを踏まえ、施設入所者数の増減は0人と想定します。

### 《目標達成のための方策》

- 基幹相談支援センターのあり方についての検討、在宅でも使うことのできる短期入所、ヘルパー（居宅介護・行動援護等）の拡充、地域生活支援拠点の整備などを行い、地域生活でも安心して過ごせる体制を強化します。
- 地域における生活の場（グループホーム等）と日中活動の場（通所施設）について、高齢の障がい者や強度行動障がいの方にも対応した支援体制を整備します。
- 社会福祉協議会や民生委員等と連携を図り、地域ネットワークを活用し、障がい者が近隣住民と共生しやすい地域社会を構築します。

## （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者等（ひきこもり等を含む）が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、前期計画に引き続き「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。当該システムは医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加（就労等）・地域福祉・普及啓発（教育等）の多方面において、包括的に支援できる体制を指します。

県においては、保健・医療・福祉関係者による協議の場を全市町村に設置することを目標に掲げています。それを受け当町では、令和5年度に揖斐郡3町共同の協議の場を設置し、本計画では令和8年度末まで体制の検証・機能強化を継続的に図ることとしました。

項目	令和5年度	令和8年度
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の設置	協議の場を設置 (揖斐郡3町共同)	協議の場を維持 (揖斐郡3町共同)

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和3年5月に西濃圏域11市町共同で、障がい者の地域生活を支援する5機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）の集約を行う拠点の整備がされました。主に、家族の急病などの緊急時において、短期入所などのサービスを拠点登録事業所にて円滑に提供できるような体制を理想としています。

本計画では、令和8年度末まで実働状況に応じて体制の改善・充実に努めつつ、西濃圏域内の事業所に働きかけ、拠点登録事業所の登録促進の活動に努めます。また、国の基本指針に従い、下表のとおり西濃圏域11市町共同で拠点の機能充実に努めることを目標とします。

《第7期の目標》

項目	目標
拠点機能の充実化、 運営状況の検証及び検討	コーディネーターの配置（西濃圏域に1人以上）などによる効率的な支援体制の構築を進め、 <u>年1回以上の運営状況の検証及び検討を行う。</u>
強度行動障がい者を有する者の支援ニーズの把握（新目標）	強度行動障がい者を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を行う。

《拠点登録事業所》（令和6年2月末時点）

施設	所在地	サービス
西濃サンホーム	揖斐川町	短期入所、障害者支援施設
障害者生活支援センタープラス	揖斐川町	計画相談支援、障害児相談支援
れんげの家	養老町	短期入所
きずな2006 別荘ホーム	養老町	短期入所
第二あゆみの家	垂井町	短期入所
ゆう	垂井町	計画相談支援、障害児相談支援

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、生活介護など）の利用者について、国の基本指針を踏まえ、一般就労への移行を推進します。

#### 《第 7 期の目標と考え方》

令和 3 年度の実績及び国の指針を踏まえ、次のとおり人数を増加させることを目標に設定します。

#### 【目標】

項目	第 6 期（前計画）						第 7 期（新計画）		
	令和元年度 実績値	国の指針 (令和元年度実績 比)	令和 5 年度 目標値	令和 3 年度 実績値	令和 4 年度 実績値	令和 5 年度 実績値	令和 3 年度 実績値	国の指針 (令和 3 年度実績 比)	令和 8 年度 目標値
【目標値①】(A) = (B) + (C) + (D) 福祉施設から一般就労への移行者数	3人	1.27倍	6人	2人	3人	2人	2人	1.28倍	5人
【目標値②】(B) 一般就労する者のうち、 就労移行支援事業の利用者数	0人	1.30倍	1人	0人	0人	0人	0人	1.31倍	1人
【目標値③】(C) 一般就労する者のうち、 就労継続支援 A 型事業の利用者数	2人	1.26倍	3人	2人	1人	1人	2人	1.29倍	3人
【目標値④】(D) 一般就労する者のうち、 就労継続支援 B 型事業の利用者数	1人	1.23倍	2人	0人	2人	1人	0人	1.28倍	1人
【目標値⑤】 一般就労する者のうち、 就労定着支援事業の利用者数	3人	一般就労移行者の7 割以上	6人	0人	0人	0人	0人	1.41倍	3人
【目標値⑥】 町内の就労定着支援事業所のうち、 就労定着率が一定以上の事業所数		定着率8割以上の事 業所が 全体の7割以上	なし					定着率7割以上の事 業所が 全体の2割5分以上	なし
【目標値⑦】 町内の就労移行支援事業所のうち、 一般就労移行率が一定以上の事業所数 (新目標)								利用終了者に占める 一般就労者の割合が 5割以上の事業所が 全体の5割以上	なし

※「一般就労」・・・企業等に就職すること（就労継続支援 A 型への通所を除く）及び在宅就労すること。

#### 【考え方】

- 一般就労への移行者数（目標値①、②、③、④）に関して、第 6 期においては、特に就労移行支援事業からの移行者数を伸ばすことができず、目標値未達となりました。第 7 期は、就労希望者本人の意思に一層寄り添った支援を行い、一般就労への移行を推進します。
- 就労定着支援の利用者数（目標値⑤）に関して、第 6 期においては、当該事業所の不足や利用喚起の不足から、目標値未達となりました。第 7 期は、指定相談支援事業所や利用者への働きかけをもって、目標値の達成を目指します。
- 目標値②、④については、過去の実績と国の指針を踏まえ、令和 3 年度末における利用実績からの増加を目指して 1 人を目標値として設定します。
- 目標値③については、過去の実績と国の指針を踏まえ、一般就労に向けた訓練を推進するため令和 3 年実績の 1.29 倍の利用者数（3 人）を目標値として設定します。

○目標値①については、目標値（B）（C）（D）の合計となることから、1.28 倍以上となる 5 人を目標値として設定します。

○目標値⑤については、過去の実績と国の指針を踏まえ、一般就労後の支援体制の維持のため、第 6 期（前計画）に則り、目標値（A）の 7 割程度となる 3 人を目標値として設定します。

○目標値⑥、⑦については、町内に就労定着支援事業所及び就労移行支援事業所は令和 5 年度末時点で整備されておらず、今後も整備の見通しが立っていないため目標値は「なし」と設定します。

#### 《目標達成のための方策》

○西濃圏域で委託している相談支援事業所や西濃障がい者就業・生活支援センター（あゆみの家）などの相談窓口を活用することで、就労意欲の喚起や就労に向けた支援を促進します。

○役場や保健センターなどの各相談窓口において、各個人の経済的・精神的な問題に真摯に寄り添い、一般就労の成就までの障壁を取り除くことで、就労意欲の向上を図ります。

○就労移行支援の利用を推奨することにより、福祉施設から一般就労への移行を促進します。また、一般就労後の不安を解消し、長期的に安定した勤労を実現するためのフォローアップを受けられるよう、指定相談支援事業所を経由することで就労定着支援の利用を促進します。

#### （５）障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは、地域の障がい児療育の拠点となる事業所であり、それに準じた機能を有する体制を確保することが、国によって令和 8 年度までの目標に掲げられています。

また、そのような体制を中核として、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援体制を確保することを、本計画で検討します。

## 《第7期の目標と考え方》

### 【目標】

項目	第6期（前計画）			第7期（新計画）	
	目標値	備考	実績値	目標値	備考
【目標値①】 児童発達支援センターの設置	町内または圏域内に1か所	令和5年度末までに整備する児童発達支援センターの箇所数	未設置	児童発達支援センターと同等の機能を有する体制を町内に整備する。	令和8年度末までに整備する障がい児療育の支援体制
【目標値②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	町内に1か所	令和5年度末までに整備する保育所等の訪問支援を実施する事業所の箇所数 該当事業所名	揖斐郡内に1か所 自己実現型こども育ち塾つきのうさぎ（大野町）	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。	令和8年度末までに保育所等訪問支援を活用して実現すべき体制
【目標値③】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	町内に1か所	令和5年度末までに整備する重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の箇所数 該当事業所名	西濃圏域に1か所 オモイダマ（大垣市）	町内に1か所	令和8年度末までに整備する重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の箇所数
【目標値④】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	町内に1か所	令和5年度末までに整備する重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の箇所数 該当事業所名	西濃圏域に2か所 じゃんぷ（大垣市） ハイタッチ（大垣市）	町内に1か所	令和8年度末までに整備する重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の箇所数
【目標値⑤】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域内に1か所維持	令和5年度末までに配置する医療的ケア児支援のための協議の場の設置数	未設置	揖斐郡内に1か所	令和8年度末までに配置する医療的ケア児支援のための協議の場の設置数
【目標値⑥】 医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	町内に1か所	令和5年度末までに配置する医療的ケア児等コーディネーターの配置箇所数	町内に1か所 （池田町役場に配置）	町内に1か所 （池田町役場に配置）	令和8年度末までに配置する医療的ケア児等コーディネーターの配置箇所数

※「包容（インクルージョン）」…個人を尊重し、個々の教育ニーズに応えた上で、どの児童も受け入れて包容的に行う教育が望ましいという考え方。

※「医療的ケア」…在宅で行われる日常生活に必要な医療的な生活援助行為。  
（例：気管切開、インスリン注射、経管栄養など）

### 【考え方と目標達成のための方策】

○児童発達支援センターの設置（目標値①）については、医師や看護師など、専門職員の確保が困難であるため、第6期では未達となりました。第7期の国の指針では、児童発達支援センターの設置が困難な自治体の場合は、同センターと同等の機能を有する体制を整備することとしています。それに則り、当町においては町内の障がい児支援事業所を活用し、他事業所や医療機関との連携、柔軟な相談体制の実現を目指します。

○保育所等訪問支援を活用した体制（目標値②）については、各障がい児支援事業所が保育所等訪問支援などを活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することが、岐阜県計画によって掲げられています。現在、保育所等訪問支援の利用が少数であるため、このサービスの有用性を住民にアピールするとともに、その活用法を関係事業所と検討・調整を行います。また、障害児相談支援事業所や児童相談所等と連携し、不登校に悩む発達障がい等を持つ児童とその家族をフォローできる体制を構築します。

○町内の重症心身障がい児を支援する事業所の設置（目標値③、④）については、事業所の新規参入や機能拡充など、具体的な方策を検討・調整します。併せて、西濃圏域内の事業所を活用するため、相談支援事業所等と検討・調整を行います。

○医療的ケア児支援（目標値⑤、⑥）に関して、医療的ケア児とその家族への支援のための方策をより充実させるために、医療・保健・福祉・教育の関係者で構成される協議の場を、町に置くことを検討していましたが、医療的ケア児に関する専門員の不足により目標未達となりました。それを受け、令和5年度に医療的ケア児等コーディネーターを役場に配備し、近隣市町との共同で専門員を一定数確保することで、令和6年度以降に協議の場を揖斐郡3町共同で1か所設置することを目標としました。それに加え、町内の事業所へ向けてコーディネーター研修を推奨し、より強固な医療的ケア児支援の基盤を構築することを目指します。

○現存の町内事業所においては、町の包括的な支援体制を活用し、重症心身障がい児に配慮したサービスの提供、家庭や保育所への訪問等による支援を行うケースが実現しています。そのような幅広い層の家庭に寄り添った支援体制として、今後も継続して機能強化を図ります。

#### （6）相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化に向けた取り組みを進めます。

#### 《第7期の目標と考え方》

##### 【目標】

現在、相談支援体制を充実化する取り組みの中核となる基幹相談支援センターが設置されています。昨今の課題として、各事業所の相談支援専門員の不足していることや、単独で対応困難な事例が増加していることがあるため、町内事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取り組みを行っていきます。また、基幹相談支援センターにより、揖斐郡内のサービス提供事業所同士の連携を深めるための場が実現しているため、今後も維持し続けます。

項目	第6期（前計画）		
	目標値	備考	実績値
【目標値①】 相談支援事業所等の情報共有の場の確保	年1回以上	相談支援事業所等の情報共有の場を設ける回数	年6回
【目標値②】 相談支援専門員の研修	年1回	相談支援専門員の研修を実施する回数	未実施

【考え方と目標達成のための方策】

- 相談支援事業所における相談支援員の負担が大きくなっていることから、相談支援以外のサービス提供事業所を含めた事業所同士の情報交換、情報共有の場を設け、相談支援体制の強化を図ります。
- 自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行います。
- 年 1 回の相談支援専門員研修を実施し、相談支援員の確保に努めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させる取り組みとして、町職員が障害者総合支援法等の理解を深め、障害福祉サービスの利用状況を把握し、住民が真に必要とするサービスを提供できているのか検討を行います。

また、町内のサービス提供事業所に対しても、ペアレントトレーニング等の能力向上につながる研修について周知を行い、支援体制の強化を図ります。

【考え方と目標達成のための方策】

- 障害福祉サービスの質の向上のためには、町職員の、障害福祉サービスに対する知識の向上が必要です。そのため、岐阜県等が開催する研修会等に積極的に参加し、知識の向上に努めます。
- 提供されるサービスの向上のため、町内のサービス提供事業所に対して、必要な研修等の情報提供を行い、能力の向上を目指します。
- 町職員が町内のサービス提供事業所の視察を行い、サービス提供の実情を把握するとともに、行政と利用者等との関わりの場を持つことで、サービスの向上に必要な情報の収集を図ります。
- 住民にとって分かりやすい言葉や簡潔な資料を用いた制度説明を行うことで、迅速で適切なサービス利用につながるように努めます。

## 2. 第7期障がい福祉計画の見込量と確保策

### (1) 訪問系サービス

#### 《サービスの概要》

サービス名		内容
介護 給付	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障がい者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。



《第7期の見込量と考え方》

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込	見込量	見込量	見込量
居宅介護	人/月	14.0	14.9	15.0	13.9	17.0	19.6	21.0	23.0	25.0
	延時間数/月	115.0	109.5	121.0	108.9	128.0	152.9	160.0	170.0	180.0
重度訪問介護	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	1.0	1.0
	延時間数/月	15.0	0.0	15.0	0.0	15.0	0.0	15.0	15.0	15.0
同行援護	人/月	1.0	0.1	1.0	0.0	2.0	0.0	1.0	1.0	1.0
	延時間数/月	24.0	0.7	24.0	0.0	50.0	0.0	15.0	15.0	15.0
行動援護	人/月	9.0	4.6	9.0	5.8	10.0	5.6	7.0	8.0	9.0
	延時間数/月	105.0	138.7	105.0	182.8	120.0	159.5	170.0	180.0	190.0
重度障害者等包括支援	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	延時間数/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率を踏まえて見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- サービスの内容や利用方法を周知し、適切な利用を促進します。
- 利用者のニーズを正確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り、事業者への情報提供を行います。
- 町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込量を提供できる体制を確保します。

(2) 日中活動系サービス

《サービスの概要》

サービス名		内容
介護 給付	生活介護	障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。
	療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかるものを療養介護医療として提供します。
	短期入所（ショートステイ）	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間入所させて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

サービス名		内容
訓練等 給付	自立訓練（機能訓練）	障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居住を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	自立訓練（生活訓練）	障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居住を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	就労選択支援	就労を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受ける、又は通常の事業所に雇用される者について、適切な就労選択をするための支援を行います。生産活動等の機会の提供を通じて、当該者の適正・能力・必要な配慮等の整理を行い、適切な支援を受けるために障害福祉サービス事業所との連絡調整を行います。
	就労移行支援	就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
	就労継続支援 A 型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
	就労継続支援 B 型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかったものその他の通常の事業所に雇用されることが困難なものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

《第6期の実績と第7期の見込量と考え方》

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込	見込量	見込量	見込量
生活介護	人/月	61.0	57.0	62.0	56.3	63.0	58.2	59.0	60.0	61.0
	延日数/月	1,115.0	1,052.4	1,130.0	1,046.1	1,145.0	1,115.6	1,150.0	1,200.0	1,250.0
【うち重度障がい者】	人/月		44.0		44.0		45.0	45.0	46.0	46.0
	延日数/月		744.0		773.0		852.0	860.0	910.0	920.0
療養介護	人/月	2.0	1.0	2.0	1.0	3.0	1.0	1.0	2.0	2.0
短期入所（福祉型）	人/月	12.0	2.6	18.0	3.5	24.0	4.8	7.0	8.0	9.0
	延日数/月	25.0	17.0	40.0	17.5	55.0	25.6	35.0	50.0	65.0
【うち重度障がい者】	人/月		2.3		3.1		4.8	5.0	6.0	7.0
	延日数/月		16.3		15.1		25.6	30.0	40.0	50.0
短期入所（医療型）	人/月	3.0	1.0	4.0	1.0	5.0	0.2	1.0	2.0	2.0
	延日数/月	7.0	4.3	10.0	3.9	13.0	0.8	5.0	10.0	13.0
【うち重度障がい者】	人/月		0.0		0.0		0.0	0.0	1.0	1.0
	延日数/月		0.0		0.0		0.0	0.0	5.0	5.0
自立訓練（機能訓練）	人/月	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0	1.0	2.0	2.0
	延日数/月	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	10.0	20.0	20.0
自立訓練（生活訓練）	人/月	2.0	0.3	2.0	0.0	2.0	0.0	1.0	2.0	2.0
	延日数/月	40.0	7.5	40.0	0.0	40.0	0.0	10.0	20.0	20.0
就労選択支援【新規】	人/月								1.0	2.0
	延日数/月								5.0	10.0
就労移行支援	人/月	10.0	3.0	10.0	4.3	10.0	3.2	4.0	4.0	5.0
	延日数/月	100.0	44.0	100.0	68.6	100.0	57.4	80.0	80.0	100.0
就労継続支援A型	人/月	16.0	19.2	17.0	22.3	18.0	23.0	25.0	27.0	29.0
	延日数/月	275.0	356.3	290.0	427.0	305.0	468.0	510.0	550.0	590.0
就労継続支援B型	人/月	38.0	38.8	43.0	44.6	49.0	47.2	50.0	53.0	56.0
	延日数/月	560.0	648.9	575.0	804.8	600.0	842.6	900.0	960.0	1,020.0
就労定着支援	人/月	6.0	0.8	6.0	0.0	6.0	0.0	1.0	2.0	3.0

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率を踏まえ、見込量を算定しました。

「重度障がい者」：強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケア児者にあたる利用者。

《見込量を確保するための方策》

- 需要の高い短期入所事業所が町内に不足しているため、事業者に働きかけ新規配備を推進します。また、西濃圏域で整備された「地域生活支援拠点」を活用し、滞りのない利用促進を図ります。
- 地域移行の促進や、18歳になり新たに社会参加される方の安定した生活を確保するため、日中活動できるサービス提供の確保に努めます。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、関係機関との連携と情報共有に努めます。
- 的確な就労選択・定着を推進するため、「就労選択支援（新規サービス）」、「就労定着支援」の利用促進に努めます。

### (3) 居住系サービス

#### 《サービスの概要》

サービス名		内容
居住系サービス	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### 《第6期の実績と第7期の見込量と考え方》

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込	見込量	見込量	見込量
自立生活援助	人/月	3.0	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0	2.0	2.0	2.0
共同生活援助(グループホーム)	人/月	12.0	9.9	14.0	16.3	16.0	19.0	22.0	24.0	26.0
【うち重度障がい者】	人/月		2.0		3.0		5.0	6.0	6.0	7.0
施設入所支援	人/月	20.0	18.8	19.0	16.8	18.0	16.0	16.5	17.0	17.5

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率を踏まえ、見込量を算定しました。

「重度障がい者」：強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケア児者にあたる利用者。

#### 《見込量を確保するための方策》

- 地域での自立した生活ができるよう施設入所からグループホーム等への移行を推進しつつ、地域移行が困難な障がい者の状況を把握し、適切なサービスが受けられるよう支援を行います。
- 親亡き後の不安に配慮するため、新たな生活拠点となるグループホームの新規整備、町外のグループホームの情報提供・早期の体験利用の促進に努めます。
- 虐待による不安を受けないよう、施設内の現状把握に日々努めます。

#### (4) 相談支援

##### 《サービスの概要》

サービス名		内容
相談支援	計画相談支援	障がい者が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
	地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

##### 《第6期の実績と第7期の見込量と考え方》

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込	見込量	見込量	見込量
計画相談支援	人/月	45.0	47.8	45.0	46.6	45.0	42.6	41.0	40.0	39.0
地域移行支援	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	1.0	1.0
地域定着支援	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	1.0	1.0

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率を踏まえ、見込量を算定しました。

##### 《見込量を確保するための方策》

- 基幹相談支援センターを中核として、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。
- 対応困難な事例にも対応できるよう、より専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターを中心に、揖斐郡内の相談支援事業所等の意見交換の場を設け、サービスの質の向上を図りつつ、困難事例に対応できる専門的な相談支援体制を目指します。

(5) 地域生活支援事業（市町村必須事業）

《サービスの概要》

障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するサービスです。地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的に実施することが求められます。

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活および社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者及びその家族並びに地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度の利用支援を行い、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者要約筆記者の派遣により、障がい者等との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度心身障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得したもの）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。専門職員を配置し、医療福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの養成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。

《第6期の実績と第7期の見込量と考え方》

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込	見込量	見込量	見込量	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無							検討	実施準備	実施	
自発的活動支援事業	実施の有無							検討	実施準備	実施	
相談支援事業	箇所	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無							検討	実施準備	実施	
意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣)	件/年	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	2.0	2.0	
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具 (特殊寝台・移動用リフト等)	件/年	5.0	0.0	5.0	1.0	5.0	0.0	3.0	3.0	3.0
	自立生活支援用具 (頭部保護帽・歩行補助つえ等)	件/年	5.0	0.0	5.0	5.0	5.0	0.0	3.0	3.0	3.0
	在宅療養等支援用具 (たん吸引器・酸素ボンベ運搬車等)	件/年	12.0	9.0	12.0	4.0	12.0	0.0	10.0	10.0	10.0
	情報意思疎通支援用具 (拡大読書器・人工喉頭等)	件/年	5.0	0.0	5.0	2.0	5.0	1.0	3.0	3.0	3.0
	排泄管理支援用具 (ストマ・おむつ等)	件/年	560.0	559.0	590.0	501.0	620.0	540.0	550.0	550.0	550.0
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	3.0	1.0	3.0	0.0	3.0	1.0	3.0	3.0	3.0
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	5.0	4.0	5.0	4.0	5.0	4.0	5.0	5.0	5.0	
移動支援事業	人/年	230.0	138.0	214.0	104.0	202.0	114.0	110.0	105.0	100.0	
	延時間数/年	2866.0	2628.0	2723.0	2491.0	2587.0	2423.0	2400.0	2350.0	2300.0	
地域活動支援センター事業	箇所	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	人/年	5.0	3.0	5.0	0.0	5.0	1.0	2.0	2.0	2.0	

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率を踏まえ、見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 住民のニーズを正確に把握し、必要なサービスについて情報提供を行います。
- 手話奉仕員養成研修等で意思疎通支援等のボランティアの育成を行うとともに、住民の共生意識を促し、障がい者の住みやすい環境を整備します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会、町内及び近隣市町のサービス提供事業所と連携し、サービス提供を促進します。
- 「成年後見制度利用支援事業」などの複雑な事業に関して、町ホームページによる情報提供を行い、利用促進を図ります。
- 地域社会での障がい者への理解促進に向け、更なる啓発を推進します。



(6) 地域生活支援事業（任意事業）

《サービスの概要》

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業等を実施しています。

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問入浴事業者が対象者の自宅に訪問し、特殊浴槽を利用して入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がい者に対して日中活動の場を提供し、一時的な介護や見守り等の支援を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における自立生活、社会参加を促進します。
社会参加促進事業（自動車運転免許取得・会造像助成事業）	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
社会参加促進事業（点字・声の広報発行事業）	文字による情報入手が困難な障がい者のために、池田町の広報誌、社会福祉協議会だよりを点字・音声訳して配布します。

《第6期の実績と第7期の見込量と考え方》

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込	見込量	見込量	見込量
訪問入浴サービス	人/月	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0
日中一時支援	人/月	7.0	4.0	7.0	5.0	7.0	4.0	5.0	5.0	6.0
自動車運転免許取得・改造助成	人/年	3.0	1.0	3.0	1.0	3.0	2.0	3.0	3.0	3.0
点字・声の広報発行	回/年	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率を踏まえ、見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 住民のニーズを正確に把握し、必要なサービスについて情報提供を行います。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会、町内及び近隣市町のサービス提供事業所と連携し、サービス提供を促進します。

### 3. 第3期障がい児福祉計画の見込量と確保策

#### (1) 障害児通所支援（児童福祉法に基づくサービス）

##### 《サービスの概要》

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院、児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

##### 《第6期の実績と第7期の見込量と考え方》

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込	見込量	見込量	見込量
児童発達支援	人/月	80.0	68.3	78.0	67.6	76.0	60.0	62.0	63.0	64.0
	延日数/月	370.0	307.6	355.0	267.3	350.0	240.8	257.0	267.0	277.0
医療型児童発達支援	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0			
	延日数/月	7.0	0.0	7.0	0.0	7.0	0.0			
放課後等デイサービス	人/月	39.0	40.5	42.0	41.4	46.0	45.2	46.0	47.0	48.0
	延日数/月	365.0	498.7	387.0	470.6	406.0	495.4	500.0	505.0	510.0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	3.0	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0	1.0	1.0	1.0
	延日数/月	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	5.0	5.0	5.0
保育所等訪問支援	人/月	2.0	0.0	2.0	0.2	2.0	0.4	1.0	1.5	2.0
	延日数/月	6.0	0.0	8.0	0.3	11.0	0.4	1.0	1.5	2.0

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率を踏まえ、見込量を算定しました。

※「医療型児童発達支援」は令和6年度より「児童発達支援」に一元化されます。

《見込量を確保するための方策》

- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は対応できる事業所が少ないため、サービス提供体制の確保に努めます。
- 18歳到達後に円滑に障害福祉サービスに移行できるよう、関係機関と連携を密に対応します。
- 利用者の多様な年齢・特性に対応したサービス提供を行い、利用者及びその家族の安心を確保します。

(2) 障害児相談支援

《サービスの概要》

サービス名	内容
障害児相談支援	障がいのある子どもが通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

《第6期の実績と第7期の見込量と考え方》

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	見込量	見込量
障害児相談支援	人/月	31.0	29.0	34.0	28.6	37.0	29.4	30.0	31.0	32.0

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率を踏まえ、見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。
- 基幹相談支援センターを中心に、揖斐郡内の相談支援事業所等の意見交換の場を設け、サービスの質の向上を図りつつ、困難事例に対応できる専門的な相談支援体制を目指します。

## 第5章 計画の推進のための取り組み

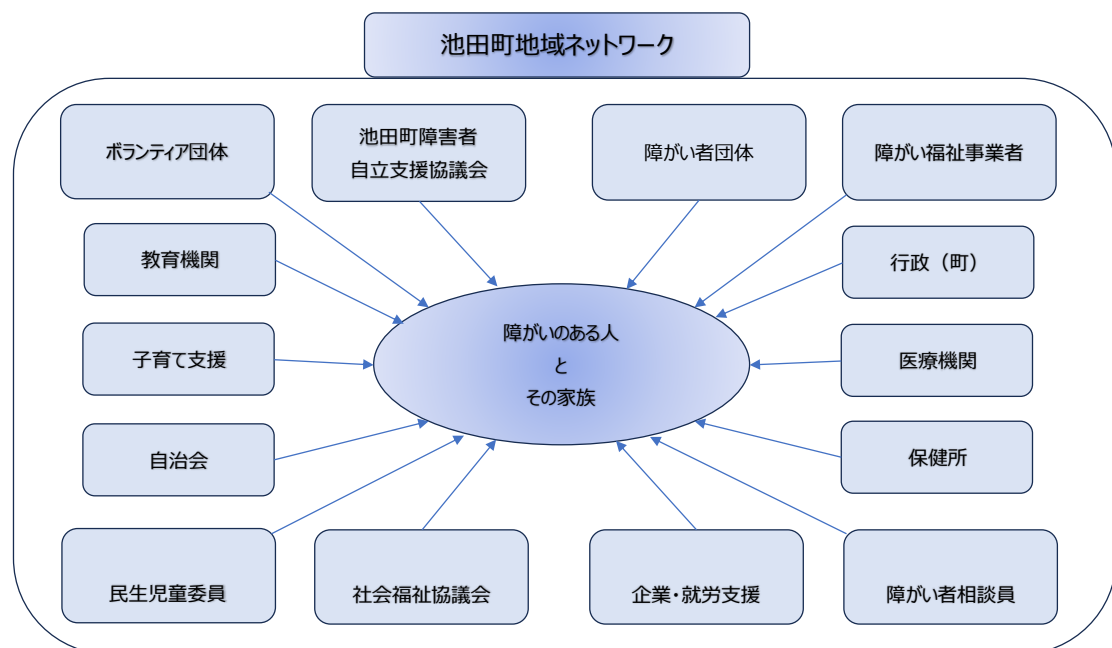
### 1. 連携体制の強化

障がい福祉に関する事業は、保健・医療・福祉に加え、教育・就労・経済・生涯学習・生活環境などの多岐に渡ります。そのため、庁内においては、健康福祉課が中心となり、保険年金課をはじめとした関係各課との連携を強化していくとともに、それぞれの役割を明確にしていく必要があります。

このような、関係各課との庁内体制だけでなく、社会福祉協議会、相談支援事業者をはじめとした関係機関や関係団体等との連携を強化することで、計画の着実な推進に努めます。

### 2. 地域ネットワークの強化

障がい施策を柔軟かつ発展的に推進していくため、社会福祉協議会や保健所等との連携や、民間の事業者、障がい者団体、ボランティア団体等と幅広く連携し、障がい者を支える地域ネットワークを強化します。また、様々な立場からの参画を得て開催される池田町障害者自立支援協議会を活用し、当町の障がい福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源開発・改善に向け、協働で取り組みます。



### 3. 県及び周辺自治体との連携

---

障害福祉サービスの提供及び就労支援にあたっては、町内だけでなく、県及び周辺自治体を含めた広域的な調整とネットワーク化が必要です。県及び西濃圏域をはじめとした近隣市町との連携のもと、一体となって計画を推進します。

### 4. 行政職員の資質向上

---

複雑・多様化しつつある施策や福祉ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修への積極的参加、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある方への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

### 5. 財源の確保

---

計画を着実に実施し、障がいのある人の福祉施策を推進するため、確保できる財源を積極的に活用します。また、必要な財源を確保するために、本町においては、効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請します。併せて、適正な利用者負担の設定などを検討します。

### 6. 計画の評価・点検（PDCA サイクルの確立）

---

計画（Plan）の推進には、計画の進捗状況（Do）や事業等の効果を評価・点検（Check）していく仕組みが必要です。庁内の関係各課が連携し、サービスの利用量や地域移行及び一般就労等の状況を定期的に評価・点検します。また、評価結果を踏まえて、必要となる対策を講じる（Act）ことで、より充実した障がい福祉施策の推進に努めます。



## ■ 「池田町障害者自立支援協議会」の役割 ■

---

「障害者自立支援法」では、相談支援をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議会の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられてきました。

平成 25 年の「障害者自立支援法」廃止に伴う「障害者総合支援法」施行においても、引き続き「地域自立支援協議会」が相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として位置づけられています。

本町においては、平成 23 年 12 月に池田町障害者自立支援協議会を設置しており、今後も中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障がいのある人を支えるネットワークの構築や町内の資源開発・改善に向けた地域関係機関の連携のあり方、地域における様々な支援施策等について検討を行います。

### 【構成メンバー】

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健福祉関係者、民生児童委員、障がい者団体、自治会を構成メンバーとし、必要に応じて関係者に出席を求めると、柔軟に対応します。

### 【主な機能】

- (1) 相談支援体制の構築及び適切な運営評価等を実施
- (2) 地域の社会資源を活用したネットワークの構築及び強化に向けた協議
- (3) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整  
(当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を随時開催します)
- (4) 障がい者計画及び障がい福祉計画の策定、点検、評価及び対策

## 資料編

### 1. 池田町障害福祉計画策定委員会設置要綱

---

平成 26 年 10 月 1 日

要綱第 25 号

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、池田町障害者福祉計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第 2 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画を策定するため、池田町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第 3 条 委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉計画の策定に係る基本的な事項に関すること。
- (2) 福祉計画の策定に係る関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第 4 条 委員会の委員は、15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 団体の代表
- (2) 行政機関
- (3) 識見を有する者
- (4) その他健康福祉課長が必要と認める者

#### (任期)

第 5 条 委員の任期は、委員会による福祉計画の策定開始の日から策定完了までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は必要に応じ、委員長が招集する。

(意見の聴取)

第8条 委員会は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、民生部健康福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。



## 2. 池田町障害者福祉計画策定委員名簿

NO	所属	役職等	氏名
1	池田町民生児童委員協議会	会長 ○副委員長	森内 繁正
2	池田町障害者福祉連合会	会長 ◎委員長	岩谷 真海
3	池田町手をつなぐ親の会	会長	太田 秀昭
4	池田町教育委員会	教育長	高橋 利行
5	社会福祉法人擁童協会 障害者生活支援センタープラス	相談支援専門員	近藤 満喜子
6	社会福祉法人あゆみの家 ゆう	相談支援専門員	橋本 聖子
7	医療法人静風会 せせらぎ	管理者	西川 真美
8	社会福祉法人照隅会 西美濃の里	施設長	馬淵 方康
9	社会福祉法人池田町社会福祉協議会 ふれ愛の家	サービス 管理責任者	富田 和之
10	社会福祉法人池田町社会福祉協議会 池田町相談支援事業所 結愛	相談支援専門員	藤井 彰全
11	社会福祉法人池田町社会福祉協議会 放課後等デイサービスとらいあんぐる	サービス 管理責任者	野口 さなえ
12	池田町ことばの教室	室長	日下部 真美
13	池田町保健センター	所長	小川 祐貴子

### 【事務局】

1	池田町民生部健康福祉課	民生部長兼 健康福祉課長	岡崎 弘晃
2	池田町民生部健康福祉課	福祉政策係長	勝野 慎太郎
3	池田町民生部健康福祉課	主任	立川 裕滋

---

池田町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

発行 令和6年3月

編集 池田町民生部 健康福祉課

〒503-2492

岐阜県揖斐郡池田町六之井 1468 番地の1

TEL : 0585-45-3111 (代表)

FAX : 0585-45-8314

---